

用、管理について明確な監督責任体制をとることが肝要であります。

すなわち、一つとして、基準が厳格なものとなっているのか、二つ目、基準を遵守するための担保はあるか、義務の履行確保はなされているか、それで三つ目が、監督責任体制は機能しているかということ、この三つの観点を踏まえて質問をさせていただきます。少し専門的な用語が、化学用語も用いますが、お許しをいただきたいと存じます。

ではまず、RCは結構でございますが、公共工事において溶融スラグをどのぐらい使用しているのか、国交省から御答弁をお願いします。

○中島政府参考人 お答えいたします。

溶融スラグについてのお尋ねでございますけれども、公共工事における溶融スラグを利用した資材を含む環境負荷低減に資する資材の利用、この促進につきましては、いわゆるグリーン購入法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、これに基づきまして、平成十三年度からその調達を推進しているところであります。

具体的には、平成十三年度から陶磁器質タイル、平成十六年度からは再生材料を用いた舗装用ブロック、これは焼いたものの、焼成したものでございます。それから平成十七年度からは再生材料を用いた舗装用ブロック類、これはプレキャスト無筋コンクリート製品でございますが、これらを特定調達品目として指定しております、それらに用いられる再生材料の一つとして、都市ごみ焼却灰及び下水道汚泥の溶融スラグ化されたものを掲げているところでございます。

平成十六年度における国土交通省の直轄事業における調達の実績でございますけれども、陶磁器質タイルにつきましては二万五千平方メートル、それから再生材料を用いた舗装用ブロック、焼成したもの、焼いたものでございますけれども、これにつきましては六千九百七十四平方メートルとなっております。

○森本委員 ありがとうございます。

それでは、安全基準の問題に移ります。環境省にお尋ねをいたします。

平成三年ですが、環境基本法に基づく鉛と六価クロムに関する環境基準を、土壌汚染に係る環境基準についてという告示の中で示されております。

告示の具体的内容を問う前に、そもそも告示の持つ法的効果、行政機関への拘束力がどのぐらいのものなのかという問題でございます。単なるガイドラインの意味合いにすぎないのか、それとも、違反した場合の法的効果が担保されているのかということについてお伺いをいたします。

○坪香政府参考人 お答えさせていただきます。

土壌環境基準につきましては、土壌環境についての基準でございます。これは、通常の土壌につきまして、告示によりますように、水質を浄化し、地下水を涵養する土壌の機能を保全するという観点から、平成三年に告示により公にされているところでございます。この基準の中には、溶出基準などによりまして土壌環境基準として定められているところでございます。

この土壌環境基準につきましては、土壌汚染対策法によりまして、これを上回るものについては土壌汚染対策法に基づく対策をする、調査をし、対策をするということが義務づけられております。

以上でございます。

○森本委員 それでは、続いて、平成三年の環境庁の告示による鉛と六価クロムの測定方法、検液方法はどうかになっているのか、説明をお願いいたします。

○坪香政府参考人 お答えさせていただきます。

今御指摘の平成三年の環境庁の告示第四十六号によりまして、土壌につきまして、水質を浄化し、あるいは地下水を涵養するという土壌の機能を保全するという観点から、土壌の十倍量の水で物質を溶出させまして、その検液中の濃度が水質環境基準を超えない基準であることを基本として定めたいわゆる溶出基準、これなどを土壌環境基準

準として定めているところでございます。

この中で、重金属に係ります溶出基準につきましては、検液の作成を次のように行うこととされています。まず第一に、試料の粒径を二ミリメートルより小さくして十分混合した上で、それに蒸留水に酢酸を加えました、水素イオン濃度指数、これを五・八以上六・三以下に調整したもの混合するということになっております。混合した液は、常温常圧で、器具を用いまして六時間連続して振りまぜるということでございます。振りまぜた後は、静かに置いておきまして、沈殿させた後、さらに遠心分離した上澄み液をろ過して検液を作成するということになってございます。

得られました検液につきましての測定方法につきましては、個々の項目ごとに、原子吸光法などの日本工業規格等に定める方法によりまして行うこととしております。

以上でございます。

○森本委員 ありがとうございます。いわゆる溶解度支配という考え方でよろしいですね。四十六号法による環境基準の破砕二ミリというふうなことで確認をさせていただきます。

そして、溶解度支配とは、溶融スラグに幾らか重金属が入っても溶出しなければ問題がないという考えに立っていると思うんです。試料については、水素イオン濃度指数、つまりpHが五・八以上六・三以下ということ、これは弱酸でございます。溶融スラグがアルカリ性を示すのであれば、重金属が溶出することを考えて酸性溶媒を使用することは当然としても、過酷な条件、つまりpHを小さくして、そして強酸溶媒で溶出するかどうかを実験すべきではないかというふうに考えます。

日本の酸性雨はpHが四・四程度、これは各地地区によって違うと思うんですが、言われておるわけでございます。欧米では、現実に想定できる最も過酷な条件下で溶出し得る量、最大溶出可能量を問題とするアペイラビリティ支配という基準をとって、pH二・八で行っています。また、

弱酸を緩衝液として使ってpH調整を行っています。

溶融スラグ、そしてリサイクルクラッシュシャーラン、これはコンクリートの破砕になるわけでございますが、路盤材として何十年と過酷な環境条件のもとで使用されるということを考えれば、溶解度支配ではなく、欧米のアペイラビリティ支配という、ごめんなさい、ややこしい名前ですが、その基準を直ちに採用すべきではないかと考えますが、いかがでございますか。

○坪香政府参考人 お答えさせていただきます。

今委員御指摘の部分でございますけれども、土壌汚染、土壌環境基準というものにつきまして、先ほども申し上げましたように現状の土壌について行うものでございまして、その環境基準を他の基準等に援用されることにつきましては御説明させていただいているところでございませぬので、今、環境基準としての内容について説明をさせていただきます。

それで、検液の作成方法でございますけれども、環境の測定方法については、これは各国によって極めてさまざまなやり方をしております。それらにつきましては、その背後には、法制度等の考え方、あるいは体系ですとか目的とか、そういうもので非常にそれに応じた適切なものが定められているということでございます。

したがって、基準の位置づけとか具体的な測定方法につきまして、欧米の方が我が国に比べてより厳しい、あるいはそうでないということにつきまして、一概に評価できるものではないというふうに思っております。

我が国の土壌環境基準、これにつきましては、いわゆる溶出基準の作成方法につきまして、通常の土壌ですが、土壌が水質を浄化し、及び地下水を涵養する機能を保全する観点から定めたものでございます。その考え方とそれに対応いたします方法としては妥当なものであるというふうに思っております。

いずれにしても、今後とも科学的知見の充

実に努めまして、科学的判断が加えられるよう努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○森本委員 ありがとうございます。

それでは、環境基本法第十六条三項は、同条一項が定めるところの基準について「常に適切な科学的判断が加えられ、これは先ほどもお話がありました、」必要な改定がなされなければならぬ。」と規定をいたしております。

今の答弁はこの規定の趣旨にも沿うものであるというふうに私は思っておりますけれども、基準を定めるという行政上の考慮はなされないのでしょうか。

例えば、現行基準で十分ということであれば、先ほど、欧米よりもこちらが十分というようなことがあったんです。過去に、神奈川県藤沢市において、溶出基準をクリアしていた溶融スラグを利用して、土壌汚染基準以上の重金属が出たという事例がありましたけれども、将来にわたってこのようなことが起こっても仕方がないという見解でございましょうか。

○坪香政府参考人 お答えさせていただきます。

先ほど十分な説明となっていないかも知れませんが、土壌汚染に係る環境上の条件について定めたものでございまして、これを設定する際に、審議会の答申にもございまして、これにより再生する材ですね、再生材あるいは再利用するもの、それにつきまして、これは路盤材などの明らかに通常存在している土壌でない資材については、土壌汚染基準、それに基づく土壌汚染対策法というものの適用されるものについては除外されているわけでございます。

ただ、何らかの目的で路盤材の基準を作成するときに、その目的を作成するために適当であると判断して土壌汚染基準を引用されること、これについてはあり得るというふうに思います。

したがって、私、先ほどからお答え申し上げている内容につきましては、土壌汚染基準とい

うのは土壌汚染に係る環境上の条件について定められたものであります。したがって、路盤材が使われたその周辺の一般の土壌につきましては、汚染に係る環境上の条件として土壌汚染基準で見ることになるということでございます。それについての技術的な考え方については、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

○森本委員 この後具体的に事例を挙げますが、確認だけちょっとさせていただきます。

溶融スラグとかRC、これはもうRCで省略をさせていただきませんが、鉛と六価クロムをどう取り扱うかが問題になるわけでございます。平成十年三月には、旧厚生省から、一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針が出されておるわけでございます。

まず、確認ですが、この指針、現在は環境省の所管となっていることで間違いがないでしょうか。

○由田政府参考人 そのとおりでございます。

○森本委員 それを前提に質問をしますが、先ほど四十六号告示が出ましたけれども、溶出試験の方法は、平成三年、環境庁の告示第四十六号に定める方法によるものとされております。一般廃棄物の溶融固化物については、ガラス質で飛散のおそれがないので、環境庁告示に基準によれば足るという論理でございまして、

そうだとすると、路盤材のように長時間かけて固化物が溶出することを想定していないのではな

いかという疑問が出てくるわけでございますが、この点は簡単に述べてください。

○由田政府参考人 ガラス状ということで、今の御指摘のとおりであります。当然、利用するに際しましては、市町村におきましてしっかりとした管理をやるという立場をとっております。

○森本委員 少し具体的に入ります。

例えば、RCの碎石に、舗装の下に使う路盤材、これは再生用のコンクリートをつぶしたものでございます。しかし、これは四十からゼロになった

場合に粉も出るわけでございます。これは当然、土壌で雨を受けた場合に溶出する、溶けるといふことになります。ですから、このところの問題は、C四〇のクラッシュシャーラン、バージン材では問題は全く出ません。しかし、コンクリートを破碎したRCでは、環境基準を超える要素がセメントを使っているために出るというデータが、私自身、今手元に持っております。

ですから、今、〇・〇五六価クロムになると思ふんですけれども、そのあたりの国土交通省の認識とか、路盤材を、例えば、RCだけでなしに、バージン材を入れて基準を低くするような、その辺に問題意識は今全く持っていないんですか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

今、リサイクルされたコンクリート塊、こういうものについての環境に対する影響、どういふことかということでございます。このリサイクルされたコンクリート塊につきましては、私も、先ほどのグリーン購入法に基づきまして、国の直轄工事においても路盤材等の再生骨材として利用しているところでございますけれども、このリサイクルに利用されているコンクリート塊の環境への影響というものにつきましては、土木学会において、この試験をしていただいているんですけれども、環境庁告示十三号に基づいて、六価クロム、砒素、水銀、鉛等の重金属類の溶出試験を行いま

して、環境基準を超過する溶出は認められないというところが確認されているところでございます。

○森本委員 現実には、そのリサイクル商品というものはやはり溶けるといふこと。今、コンクリートを固めるのは、アルカリで強い重金属を不溶化させるわけですね。そのために、今のコンクリート

でしたら安全基準は大丈夫。しかし、それを破碎して使うときに、これがまた溶けるといふことの中で、十年、十五年前のセメントの成分、今は問題ないですよ、十年ぐらい前からかなりやられました。十五年、二十年前の成分を見ますと、実に、このセメントの量の基準は幅があります。これは、資料がありますけれども、幅があります。

そのときに、〇・〇五の環境基準を、ロットとすれば、十分これはオーバーしていく可能性があるという認識はありませんか。

○中島政府参考人 ただいまの〇・〇五というのは、五ミリアンダーという御趣旨でございましょうか。(森本委員「はい」と呼ぶ)

リサイクルしたコンクリート塊をどういふ塊について調査するかということで、私ども、先ほど申し上げました環境庁告示十三号というのが五ミリ以下のものを対象にした実験であるわけでございますけれども、多分、そこでの御指摘は、さらに二ミリ以下のものについてどうするかということではないかと思ひます。

それにつきましてお答え申し上げますと、現在、路盤材として使いますコンクリート塊、これにつきましては、実際に使うときに粒度を調整して使う、壊したものを路盤材としてそのまま使うのではなくて、粒度調整をして使用するということとなります。この場合の粒度の大きさが、大体、環境庁告示十三号で対象としている〇・五ミリから四・七五ミリ、五ミリアンダーですね、これが中心であるということから、十三号の試験結果を用いておるものでございまして、環境庁告示四十六号で対象としている二ミリ以下とはその領域が違ふということで、この十三号を使って試験をした結果、土木学会の方でも試験をしていただいて、その溶出が認められないという結果が出たものでございまして、

○森本委員 コンクリートを壊した場合に、当然、二ミリ以下の商品はいつばい出るんですよ。これは確認よろしいですね。

そのコンクリートの成分が、六価クロムが、一九九五年では〇・四から三二・四、鉛では七から四二・一。今の基準は、それが三・〇から四・四、ぐっと絞っておるんですよ。それで、十六から十六が鉛です。ですから、過去、一九九五年のコンクリートというのはすごく幅があるんですよ、幅が。ですから、その粉が、六価クロムの

量が、検定をとれば、大変危険だということで、既に大手の企業方ではバージン材をあえて注文されているという例は御存じです。

ですから、企業によつてはもう既にこれは危ないという判断の中で、これはうまくまぜればよいでしょう。あつてもうありません、今の全国の中で非常にこれは問題が大きいですから。しかし、このところをしっかりとチェックしないと、この問題は国土交通省大変ですということをお願い申し上げます。

○中島政府参考人 先ほどの溶融スラグ、あるいはコンクリートのリサイクルの利用、これを進める上で、その安全性を確保することとは大変重要な問題だと思っております。先ほど申し上げました試験方法によつての試験というものの、そういう安全性を大事にするということを背景にしたものでございます。

今後とも、国土交通省といたしましては、この使用に当たつての安全性の確保に努めてまいりたいと思ひます。

○森本委員 さらにつけ加えますと、一九八七年の水溶性、これはセメント協会が出している資料でございます。水溶性は、最大三十二・三、今は九・四です。これだけ違うんです。

ですから、大臣に最後お伺いをしますけれども、この問題はしっかりとチェックする。これは、市町村、県も既に動いてみえるところは、気づいてみえるところはあつて聞いています。国土交通省としての今後の姿勢はいかがですか。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

この安全性についての確認、これは非常に大事だ、必要であるということで認識しておりますので、今後とも、その検査の方法、調査の方法等も含めまして、しっかりと検討してまいりたいと思ひます。

○森本委員 その回答を聞かせていただいて、少し安心しました。例をとつてみますと、実は、これで検出をもう

企業の方でしておるデータが、こちらの方にあるんですね。一を○・〇五、〇・一を超えているデータも使わせていただいて、参考にさせていただいての質問でございますが、非常にこの問題については、法の精神、リサイクル、今のコンクリートを利用していくということについて、私、この方向としてはやはり応援をさせていただきたい。

しかし、この鉛と六価クロムの問題については、かなり影響が大きく出てくると思ひますので、最後に大臣の御決意を、きょうのこの議論を聞いていただいております、国が中心になつてしっかりとこのことについてはチェックをしていく、国が責任を持つ、その言葉をぜひお伺ひして終わりたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○北側国務大臣 今、委員の方からお話がございます。溶融スラグ、ちよつときよう持つてまいりまして……

○森本委員 それよりも、むしろ、路盤材のコンクリが、大臣、一番問題でございますので、そのところお間違ひのないように、よろしく願ひします。

○北側国務大臣 はい。

今御指摘のございました点、よく踏まえまして、再生材料、リサイクル資材を調達することは非常に重要だと思ひます。それはしっかりと推進を今後ともさせていただきたいというふうにしてまいりますが、しかし、公共工事というのは極めて多くの皆様の安全にかかわる事業でございますので、長期にわたる安全性とか、機能をきちんと確保されていく必要があるわけでございます。そういう面から、そうした資材の使用に当たりましては、さまざま、安全性はもちろんのこと、その他の問題についてもよく検討して調達する必要があるというふうな考えでございます。

重金属の溶出など、環境に対する影響につきましては、土壌の汚染に係る環境基準等により安全

性の確認を十分に行わせていただきたいと思ひております。

○森本委員 ありがとうございます。よろしく願ひします。

○林委員長 亀井静香君。

○亀井(静)委員 発言の機会をいただきましたことを、まづもつて感謝を申し上げます。

私が今から申し上げますことは、もう当たり前のことをあえて申し上げるわけでもありませんけれども、公正な競争が万般にわたつて行われるということが国民の物心とも豊かになつていくことにとつて不可欠であるということは、これは当然のことであると思ひます。

しかしながら、この四、五年、小泉さんのせいにはばかりするわけじゃありませんけれども、小泉改革と称せられて、この日本列島、大変な事態に今陥つておると思ひます。

大臣、もう御承知だと私は思つておりますけれども、地方は特にひどく、からからになつておるのが今の実態であります。人と物と金がこの東京に集まつておるわけでありまして、東京はこの世の楽園というような感じかもしれませんけれども、地方では、御承知のように、商店街はシャッター街にどんどん変わつていっております。

また、自分たちの郷土を、いろいろノウハウの違いもある、会社の規模も違う、しかし、みんな力を合せてこの郷土をつくつていこうという、そうしたいわゆる建設業界も、今やもう惨憺たる状況に陥つております。私の長年の友人、二十七年近く政治家をやつておりますが、かつてこんなことはありません、六名の零細な業者がみづから命を絶たれました。私と非常に親しい方でもあります。こんなことは、かつて例がないことでもあります。

こうした激しい競争がいろいろな分野で行われておること、メリットも確かにあると思つておりますけれども、今や我々の心の分野までそれ

によつて破壊をされて、お互いがばらばらにされてきておる状況が今なお進んでおると私は思ひます。

私は、国土交通省の分野においてもそれが激しく進んでいることについて、もちろん、北側大臣は極めて聡明で実行力のある方でありまして、日ごろから御期待申し上げておるわけでありまして、けれども、ぜひこのことを国土交通委員会においてはしっかりと受けとめていただきたいと思つて、きょう発言の機会をいただいたわけでありまして。

公正取引委員会、きょうお見えをいただいておりますけれども、私は公正取引委員会だけの責任にしようなんという気は毛頭ございませんけれども、私は、かつて政調会長のとときに、私の部屋に公取の幹部が集まつていただきまして、公正な競争を促進するためにどんな悪質なものを摘発していくということは大変なことだけれども、ただ、あなた方に聞くけれども、競争が百メートル競走なのか、一万メートル競走なのか、マラソンなのか、終点を明らかにしてくれないか、競争競争に疲れ果てた後の日本の社会がどういふ社会になるか、あなた方は思つておるのかということをお話しした経験がございますが、この四、五年、非常に状況はさらに悪化をしてきておると私は思ひます。

公取の方に私は一つちよつとお聞きしたいんですが、カルテルと、悪質なカルテルを摘発されるのは当然でありますけれども、一方、不当販売をこの四、五年、どの程度摘発されておるのか、この点をまずお聞きしたいと思ひます。

○上杉政府参考人 私どもでは、先生御指摘のとおり、正式な事件としてカルテルを多数摘発いたしております、その中には談合事件がたくさんあるということでございます。

他方、私どもの考え方からいたしまして、カルテルというのは、競争を非常に減殺する程度が大きいということで、悪質な行為と認識をしておりますけれども、他方で、いわゆる不正取引とい

うものがございます。これは、いわば中小企業等が適正な競争上の機会を持つためには、やはり公正な競争をすることが担保されなければいけません。

したがって、そういった中小企業が被害を受けそうな行為というものに、優越的地位の濫用でありますとか不当廉売とか、こういう行為類型がございますので、これらについては厳正に対応しているつもりでございますが、何分、特定の分野で、不当廉売につきましては、過去、ガソリンでございますとか、それから酒につきまして、かなり集中的な情報提供がございましたので、そこに対しては迅速に対応するというところで、ちょっと今手元にはありませんけれども、かなりの件数の注意等の処分あるいは警告等の処分を行っているわけでございますが、その他につきましては、情報に接することがなかなか多くないものであります。今のように、全体の件数ということであればかなりの件数をやっておりますけれども、ほかの建設業等になりますと、それほど多いとは言えないと考えております。

○亀井(静)委員 私は、あなたをいじめるために来たわけじゃないから、資料をお持ちでなければ具体的な数字は結構ですけども、商店街が、どんな店をしてくるスーパー等の大型店の大変な廉売によって、店を閉めざるを得ないという状況が全国で蔓延していることを、私は、この東京に事務所のある公取の幹部だつて御承知であろうと思います。

私は、不当廉売について、公取がどんなその地域社会の商店を、窮状をきちつと調査をして守る活動をしたということは、私にはどうも残念ながら記憶がございませんが、もしそういうことをおやりになっているとすれば、ちょっと御説明をいただきたいと思ひます。

○上杉政府参考人 先ほど、件数がちよつと手元になかったということで申しわけございませんでしたけれども、今でございますので、ちよつと紹介させていただきますが、平成十七年におきまし

て、酒類についての不当廉売ということで注意をさせていただいたのが三百九十七件、ガソリン等につきまして百三十件、家電製品について二件、その他七十八件ということでございます。

そこで、私どもの不当廉売面についての対応とこのことのお尋ねでございますので、最近の取り組みをちよつと紹介いたしますと、ガソリンにつきましては、考え方、どうした場合に違反になるか、違反になるおそれがあるんだということが明らかになっているということが重要だということでございますので、これは早く平成十三年十二月に、ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価への対応ということで考え方を改定させていただきました。それから、酒類につきましても、同じような時期に同様の考え方を改定させていただきました。

それから、公共建設工事における低価格入札というものが結構新聞にぎわしたというものがございまして、平成十六年には、その取り組みの考え方を改定するというところで対応させていただきました。一方、官公庁の入札におきまして、一円とか一円とか採算を度外視した入札というものがあつたということで、これもまた考え方を平成十三年の折に出させていたしております。

○亀井(静)委員 御努力をされておられる職員は、そういふ部門を担当している職員は、幾らでも人員増等、お手伝いをするということまで言つた記憶があるんですが、そういう面について、予算上その他、公取の中においてそういうことを増強して、不当廉売を防いでいくという具体的な処置をされておりますか。

○上杉政府参考人 具体的な事件を調査するというところでございまして、私どもは、審査局というのが具体的な事件の審査をするところでございまして、審査局に公正競争監視室というものを置きまして、ちよつと具体的な人数、数名、恐らく五名から十名の間というふうに記憶しております

けれども、それぐらいの担当を本局に置いておきまして、それで、東京の情報管理部門に不当廉売に関する情報がありましたら、そこで不当廉売等の、先ほど言いました、中小企業に不当に不利益を及ぼすような行為について専門に調査する審査官を置いて対応しているところでございまして、それから、地方事務所、七カ所ぐらいございまして、そこに担当が一名ぐらいいて対応していると思ひます。

○亀井(静)委員 建設業関係が多いと思ひますので、その分野についてのちよつと、事務総長、あなたの基本的な考え方を聞かせたいと思ひます。あなたの基本的な考え方を聞かせたいと思ひます。ちよつと申し上げましたけれども、いろいろな業者がいろいろなそれぞれの得意の技術を持ちながら、お互いに自分のところだけが受注を独占しないで、自分たちの村社会における、みんなが施工能力があれば、これを助け合ひながら、そこでも仕事をやってもらうという形の中での、いわば話し合いみたいなものが伝統的に日本ではなされてきたと私は思ひます。もちろん、その弊害がないとは言えませんが、

今、草深い山の中にまで東京に本社を置くゼネコンがどんどん乱入をして、二億、三億のそうした仕事を東京に本社のあるゼネコンが受注をしていく。しかし、本社の職員が葉っぱを着て作業をやるわけじゃありませんから、二〇%あるいは三〇%を切つて、そうして地元で実地工事をする業者にこれを下請として使つていくという、そうしたいわば商社的な役割に、昔からそれはありましたけれども、なつていくという状況が全国的に今もう一般化をしています。

そうした中で、もう地方の建設業者というのは、どんどん店じまいをせざるを得ない、倒産をせざるを得ないという事態に陥つておりますけれども、事務総長は、それでいいんだ、ゼネコンは信用力もあるし、後のフォローアップにしても信用ができるから、そこが責任を持つという形で、そういう地方発注の仕事もどんどんとつてい

いいんだ、それが自由な競争だというふうにお考えですか。それとも、日本は、やはり北海道から沖縄まで、その地域社会においてみんながいろいろな分野で協力をしながら生きていっている、そうした日本人の伝統的な生活の中で、地方の郷土づくりについても地方の力をやはりそれにつぎ込ませていくというやり方というのが、いわゆる談合という二文字で片づけて、ばらで激しい競争を二億、三億の物件についてさせていくというようなことがいいとお思ひですか。ちよつと聞かせてください。

○上杉政府参考人 公共工事につきましては、発注者の側で、最も適正な業者に仕事をさせるべく、一般競争入札に付すとか指名競争入札に付すとか、いろいろな対応をされていると承知いたしております。

そのような形で、つまり、発注者が、ある形で競争を前提にして発注されたという場合に、例えばそれが指名競争入札であれ、一般競争入札であれ、競争するという前提で発注された場合に、その入札の前にはあらかじめ入札すべきものというふうに決める、これは我々は入札談合と認識しておりますし、法令違反であつて許されないことだと考えております。

他方、発注者におきまして、それぞれの経済社会の実情に応じて、どの範囲の業者に競争させるか、そういうことについて、あるいはジョイベンという形を採用してなるべく多くの業者がそういう経験をシェアできるようにするとかいうような、そういうことになるのであれば、それは我々としては、特に我々の観点からは問題があるとは考えておりません。

○亀井(静)委員 私がかつて捜査二課長をしておりまして、いわゆる談合事件類似の事案がたぐさなかつたわけじゃありませんが、先ほど言いましたように、ばらの形で競争させた場合は、力が強いところがとつて逃げるのはこれは当たり前前の話ですね。地域社会においても、力の強い業者と弱い業者、たくさんこれはおるわけですね。

だから私がやつておつたときには、悪いボスが談合金を分配するような形で、結局、長期にわたつて利益を独占するような談合はやれ、そうじゃないものはやる必要はないという仕分けをしておつたわけですけれども、当時は公取もそうでしたよ。検察もそうだったよ。いつの間にかしら市場原理、市場主義、そういう考え方が、もう今大きな中央の工事だけじゃなくて、地方の工事にまでこれが浸透しちゃつてきて今地方は大変な状況になっている、そういう現実があります。

どうですか。みんなで相談をして、そうして技術力もいろいろ違いますよね、それで同時に出てくれば、みんなでそれを話し合って、お互いに仕事を分担して郷土づくりをやっていく、そういう日本の社会というのはやはりいいかぬのですか。聞かせてください。

○上杉政府参考人 繰り返しになりますけれども、私どもは、発注者が競争を前提に入札をされた場合に、その前提に反して、あらかじめ受注予定者を決めてしまうというようなことは、これは法令に違反することでありまして、私どもはその法律を執行する役割を与えられた公正取引委員会でございますので、そういう法令違反の情報に接した場合には、これは厳正に対応せざるを得ないものというふうに考えております。

○亀井(計)委員 私は警察におつたから言うわけじゃありませんけれども、交通規制の場合、例えば八十キロ規制をしていて五十キロオーバーしたからすぐ交通違反だ、そんなことやりませんよね、警察だって。法律にはやはり目的があるはずだ。その目的に照らして、著しくその地域における競争を阻害しているということなのか、一部の者た

金は出さぬということが、小泉改革で金がどんどん切られていつている中で、執行の面においてもそういう事態が今全国的に起きているという、そのことを私は全体の問題として言っている。それについて公取が、法律違反なら、八十キロを五キロオバーしているやつを捕まえるんだ。同じよ

うな形で、こうした人間の営みなんですよ、これ。道路をつくり、ダムをつくっていくということも、これは人間の営みなんだね。その営みが、これが害を流しているのか、そうじゃないのかという実体的な判断を抜きにしてやっていった場合というのは、簡単に言うと、強者の社会があなた方のバックアップのもとで生まれてくるという、現在そうなっちゃったでしょう。

もうあなたにばかり聞きませんけれど、さつきからろくな答えしていないから。しかし、よくこのことを考えてくださいよ。あなた方が、どうしたら日本人が幸せになっていくんだらう、その地域社会がどうなっていくんだらうということを考えながら公取の行政をやっていくことがなければ、私は、惨たんたる状況になると思う。

では次、続いてちよつと国交省の方に。
私、新聞を見てちよつと腰を抜かしたんだけれど、この間、予定価格の四六％で落札をしちよつている、あ、違う、五〇％少々で落札をしているという記事が載りました。まさか国土交通省はそのまま発注しないでしょうね。お聞かせください。

○渡辺政府参考人 今委員の御指摘の四六％と言

その結果といたしまして、公告の内容でありますとか仕様書等の契約の内容に適合した履行が可能であるということから、三月の末に契約の締結を既に行っているところでございます。今の四六％というのは、ちょうど数字でいいますと夕張というのは、シューパロダムのものだというふうに思われますので、その件につきましては、既に契約を締結しているところでございます。

○亀井静委員 あなたは優秀な局長だというふうに私は聞いておったんだけど、本当にいいの、そういうことをやって。

では聞くけれども、予定価格の算定というのはどうなっているんですか。だれが考えたって、半分以上の、あるいは半分程度のものがにもたくささんあるけれども、そういう価格で受注をして、ちゃんとしたダムがつくれるんですか。

いいですか。私は運輸大臣のときに阪神・淡路大震災に出くわしたけれども、高速道路の橋げたがばたばたと倒れているじゃないですか。その中には、いいですか、局長、鉄筋でやるべきところを竹使っていたところがあるの。手抜きですよ。予定価格はちゃんとしたダムをつくるということとできておる以上、四六%の値段でどうやって洪水が起きないようなダムがつくれるんですか。おれ頭悪いのかな、ちょっと教えて。

○渡辺政府参考人 調査の実態を少し御報告させていただきますけれども、この調査をした結果でございましてけれども、受注したといいますが、落札した業者が、内容的には利潤が見込まれていながら、ということ、それから、手持ちの機械が使えるということによりまして諸経費が抑制されるという

うこと、そのほかさまざまな特別な事情というも

○亀井(静)委員 河川局長、あなた方はそんな甘い予定価格で税金を使うことを考えているの。国民の税金は、そんな使い方したらいかぬでしょう。四六%でつくれるようなダムをあんな予定価格で出しているんですか。これは子供が考えてもわかる話だ。

一つ心配なのは、こんなことを発注するの、したら下請、孫請の仕事の値段はどんなことになっていくか、だれが考えたってわかるでしょう。本社が、受けたゼネコンが利益を出さぬからといったって、彼らは下請、孫請に仕事を出すんですよ。東京に本社のあるゼネコンの社員が菜っぱ服

を着て行ってやるんじゃないでしょう。ひどい値段でどんどん下へ下へと行っちゃう。今の社会と同じなんだ。そんなことをやって、あなた方は発注者としてちゃんとしたことをやっていると思っているの。これはおかしい。

それと、そういう無理な仕事をやつて、いいですか、私の家建てるんだつたら、それはひつくり返つたつて何てことはないんだけれども、ダムでしよう。それがそういう状態でつくられて、地域住民というのは安心していられるの。つくればいいというものでは私はないと思う。これは契約解除しない。

○渡辺政府参考人 この件につきまして、やはり今委員の御指摘のように、心配される部分は、工事が手抜きされるとか、下請にしわ寄せが行くとか、それから労働条件が悪化するとか、安全対策が不徹底になるとか、そういうことが心配されるわけでございます。そういうことから、いわゆるダンピングという意味におきまして、ダンピングであれば、公共工事の品質確保ということから排除すべきもの、こういう認識をしておるところでございます。

今回につきましては、そういう意味合いから、
下請契約が締結されて工事が一定程度進捗した段

階など、適時適切にきちつとした立入調査等を実施する、そういうようなことを含めまして、また、下請に対する支払い状況につきましてきちつと調査をする、そういうようなことを通じて、こういうことのないようにということで監督していきたいというふうに考えております。

もし、調査の結果、改善が必要な場合とかそういう場合につきましては、建設業法に基づきます勧告、監督処分等の措置を講ずるなど、厳正また適正に対応していきたい、こう考えているところでございます。

○亀井(静)委員 もう決めたことなら、国民のだれもおかしいと思うことでももう直さない。そんなことを役所が今後どんどんやっていった場合、どうなるんですか。それこそ役人天国じゃありませんか。四六%で生命、身体、財産に大変影響があるダム建設が具体的にされるということについて、ほかにも全部同じようになっている。予定価格なんて、そんなものは全然信頼性がないじゃないかということになっちゃう。

ぜひこれは、局長、もしそれができないというなら、あなたはすぐ、工事が始まれば菜っぱ服を着て現地に泊まり込みで、手抜きがないか、全部あなたが直接監視しないよ。でないと、こんなことが許されるはずはない。

あと、私は大臣を大変信頼しておりますので、そんなむちゃなことを私は部下にやらせられる大臣とは思っていないから、後からお聞きしますけれども、もう一つ、今度よく官製談合ということが言われていますね。官製、言われている。役所が今のような予定価格の半分以上でやったていみじいなことを勝手にやるような、そんな状況で役人が当該物件について業者との間に入っているという事、それは、私はこれはけしからぬと思う。そんなむちゃくちゃなことを平気でやっていると、前提で業者と役所の間に入って、では調整をしていくなどということをやったら、これはろくなことにならないです。

しかし、役所が計画を立て、予算をつけた後

も、私は、執行について役所が責任を持つべきだと思えます。そのためには、その当該業界に対して、やはり、この物件についてはどこが大事なんだ、どうなんだ、そういう技術的なことを含めて細かく連絡をする。そうして、ただ仕事をとればいいというんじゃないで、その仕事の機能、性格等を十分理解をした上で業者は受注をすべきだと私は思う。そのために、役所の担当官がいろいろとそういう面での技術的なアドバイス等をしていくということは、私は何も問題ない。

ところが、今はそれをやると御用だ御用だといつて、官製談合だという形でやられているけれども、私はそういう面についても、今物事がすべて四角四面、今局長が言ったように、もう発注をしちやおうというような、そんなことをやっているけれども、国民の生命、身体、財産を守るといって、国土交通省の大変な使命からいって、中身においてもうちよつと責任のある態度をとっていくべきだと私は思います。大臣、どうですか、最後に。

○北側国務大臣 私、森内閣のころに、亀井政調会長と、私も政調会長で、一年間、ウィークデーは毎日御一緒に一緒に働いてきたまして、懐かし、く、久しぶりに亀井節を聞かせていただいて、大変に私も感銘をしております。やはり政調会長亀井先生の、弱者、弱いところにちゃんと目を置かれて、視点を置かれて物事を見られている姿というのは全くあのときと御一緒に働いていたというふうに思いますが、きょうのお話を聞かせていただいております。

一つは低入札の方でございますが、これはかなり、先ほどの五〇%を切った例というのは極めて特異な例だと思えます。例外的な事情もあったというふう聞いておりますけれども。

ただ、そこで下請に対するし寄せだとか労働条件の悪化だとか、そして何よりも、公共工事という、多くの方々が利用する構造物です。当然、そこは安全性というのが大前提の問題でございます。そこについては、これからしっかりと、そ

うした低入札工事についてはチェックをさせていただきたいというふうに思っております。この間、その辺の低入札、実を言うと最近少しふえておりまして、カメラで監視するだとか、先ほど河川局長に現場に行けとおっしゃいましたけれども、そういうことも考えるぐらい、本当に我々国土交通省の人間が現場に行つて、本当にきちんとしてやっているのかどうか、そういうのも厳しく監視することも今後考えていきたいというふうに思っております。

また、公共工事の性格というのは、あくまでもいものをつくるということが国民にとって一番プラスなわけでございまして、いいもの、いい品質のものを、長く使えるものを提供していくということがやはり我々国土交通省、国の大きな役割であると思えます。そして、それでできるだけ安くあれば安いほうがいいわけでございまして、ただ、その大前提としてはいいものをと。そのいいものを、いい品質のものを提供していくために、やはりいろいろな知恵、工夫は働かせる必要があるわけでございまして、私どももしっかりと、業者の方々にもそういうことはきちんと言えていかないといけないというふうに考えております。

○亀井(静)委員 どうもありがとうございます。

○林委員長 次に、内閣提出、住生活基本法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省住宅局長山本繁太郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として独立行政

法人都市再生機構理事長小野邦久君及び独立行政法人都市再生機構理事松野仁君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田六左エ門君。

○吉田(六)委員 今ほどお話しのごとく、住生活基本法、このことにかかわつて、ふだん感じております一、二を御質問申し上げさせていただきます。そして国民すべてが、あるいは特に建築、いわゆる住宅、このことにかかわる、多くの方々の強い関心も持っていた、だいたいというところでありますので、つまびらかにしていきたい、このように思います。よろしくお願いを申し上げます。

人の生活の基本は衣食住にあると言われております。私は、この三つのうちの衣食と住には大きな違いがあると思ひます。

衣服は、寒さから身を守る、暮らしを豊かなものにする。食べ物、体をつくる、生命を維持します。この衣食は、極めて個人的で短期的に消費されるということが共通点かと思ひます。これに対して、住まいは、直接消費するものではありません。消費するものではないというところを力点を置いて申し上げたいと思ひます。住宅という住環境の存在が日々の生活の場を提供し、長期にわたり人間生存の基盤となるのであります。

私は、これから、衣食住のいずれも重要であると思ひますが、快適で安心して住める住宅はただ生きるためのものだけではありません。人が人間らしく生き生きと豊かで充実した人生を送るための、なくてはならない空間的ゆとりであります。私は、そういった豊かさ、ゆとりのある住空間をつくり出すことが住宅政策の根幹にあるべきだと思います。

このことは本会議においても指摘させていただいたわけですが、若者から高齢者まで、さらには障害者、社会的弱者、これらも含めて、すべての国民が生き生きと暮らせる地域社会を再生することが住宅政策の最も重要な課題であると思っております。大臣にもお答えいただいたがごとく、住宅政策は、そこで生活する人々のための地域づくり、まちづくりと一体となって進める必要がある、こう思います。

日本全国を見渡しますと、地域固有の歴史、文化、風土など、まさに列島と申し上げるがごとく、さまざまであります。それぞれの地域の特性に応じた施策を進める必要があると思えます。

そこで、住宅政策を具体的に推進するに当たって、今回の住宅基本法案においては、地方自治との関係、またその役割、これらをどのようにとらえておられるのか、地域特性に十分対応した施策の推進などをどのように実現しようとしているのか、これにかかわる御見解をお聞きたいと思えます。

○山本政府参考人 今回お願いしております住宅基本法におきましては、国民の皆様の豊かな住宅生活を実現するということを目的といたしまして、具体的に、住生活の安定の確保とその向上の促進に関する施策を体系的に追求すべきだという法律内容となっております。

その目指すところは、御指摘いただきましたすべての国民の皆様が生き生きと暮らせる地域社会をつくっていくということでございまして、これを実現するためには、国が全国的な見地から課題を設定し施策を推進するということはもちろんでございしますが、その一方で、地方公共団体が地域の住宅事情の実態とか地域の特性を踏まえた課題を設定して主体的にこれに取り組んでいくということが必要不可欠であると考えております。

お願いしております住宅基本法案におきましても、そういう意味で、住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策を策定し実施すべき主体として公共団体を明確に位置づけております。

このような位置づけのもとに、一言で言いますと、公共団体が主役となつていただいて、地域の特性あるいは住宅に対するさまざまな需要に的確に対応して、御指摘いただいたような豊かな暮らしを実現する、そういうことが実現できるように法律で定めていただいております住生活基本計画等の運用に当たりまして、公共団体と密接に連携を図って進めていきたいと考えているところでございます。

○吉田（六）委員 地方が主役だ、まさに私の思うところであります。

さはさとしながら、国家として、世界にも特異な文化を誇る日本国として、この国の民はかく暮らすべきである、そのためには、住宅、そしてその総合体、これはかくあらねばならない、この指針は国が明確に指し示す必要がある。また、このことは、的確に漏れなく、わかつたかい、わかつたねと念を押すぐらいに、あまねく国じゅうに伝え、理解をいただく、この努力がこの法律の中に正確に盛り込まなければならないのではないかな、そのように思います。

改革を進める、そして、民でできることは民で、地方でできることは地方で、このかけ声の中から、公共の住宅も市場原理に従うべきだということ、住宅金融公庫は平成十九年四月一日に廃止され、住宅金融支援機構になります。都市基盤整備公団は都市再生機構になりました。もう国は自前で住宅の供給はしないのだということなのかもしれません。住宅の供給を市場原理に任せつつ放しということに、私は大きな不安を感じます。

民間デベロップバーは、基本的には自分たちの利潤を上げることを目的としています。住民は消費者、消費意欲を刺激する商品が、今のデベロップバー、民間供給力が供給する住宅です。でも、住宅を買う人は消費者ではありません、生活者です。住生活基本法制定の一番の意味が私はここににあるのだと理解をしています。

住宅の供給の方法は、国家的な理念と深くか

わつています。どのような住宅を供給するか、それはどのような国家をつくるかということと深くかかわっていると思えます。国家の役割は、多くの人たちに対して、こんな住宅、こんな地域社会に住むことができるんぞよという夢を与えることだと思えます。その夢を与えるためにも、今回の住生活基本法は極めて重要だと思えます。

すなわち、一般住宅はもちろんのこと、地方自治体の公共住宅や災害時の被災者に対する住宅等を民間調達することも含め、政策として、国の目指す方向であるコミュニティの再生を主眼としたとき、民間力の目指す方向と国の進めようとする目的、方向と、このかわり合いがなかなか難しいと思えますが、この調整についてどのように考えておられるのか、御見解を伺いたいと思えます。

○山本政府参考人 引用していただきましたこれまでの住宅政策の柱、中でも、住宅金融公庫あるいは日本住宅公団、今日の都市再生機構の役割をこれまで根柢から見直して、それから、その上で今回、住生活基本法の制定をお願いしているわけでございます。

御質問がありました、民間の事業者の力をいかに生かして国民の豊かな住生活を実現しようとするのか、公の機能と民間事業者の力を生かすこととの調整はどのように図ろうとしているのかという御指摘でございますが、これを住宅公団、直近であれば都市基盤整備公団の改革、現在の独立行政法人都市再生機構への改革を例にとりて申し上げますと、みずから土地を取得して住宅を建設してこれを市場に供給するという形の事はもうやらない。都市再生機構は、民間事業者ではできない土地の整理とか基盤の整備にしっかりと汗をかく。で上がった敷地については、民間の事業者に精いっぱい立派な住宅を供給するという形で力を発揮していただく。そういう形で役割分担をしながら、主として都市の大事な土地を将来にわたってきちんと使っていくように努力を重ねていくという枠組みとなつていくわけでございます。

す。

市街地の再生、都市の再生についてはそういうことでございますけれども、住宅金融につきましても、あるいは、市場ではなかなか適正な住宅を確保できない世帯に対するセーフティネットの運用につきましても、そういうふうな基本的な考え方に基づいて、公でなければできないことに仕事を限定して、そこに力を尽くすことで、あとは、民間の事業者、民間の活力を精いっぱい発揮していただく形で国民の皆様が本来に望む住生活を実現できるようにしていきたい、そういうふうな考え方でございます。

○吉田（六）委員 今ほどのお話のとおり、いわゆる都市再生機構、この役割が私は大変にこれから重大だと思ふんです。住生活法を推し進める、そのときの、この精神をよく理解して一番の担い手はこの組織だろう、こう信じています。

本会議場でも触れたがごとく、政策転換の象徴として申し上げた東雲のキャナルコート、これを例に挙げさせていただきましたけれども、これは、都心居住のための新しい集合住宅をつくるんだ、建築家たちの発想を取り入れたものであります。民間活力が大きく生かされたよい例だと私は考えています。

このことに若干だけ触れますと、従来の規格的なLDK方式ではなくて、共用廊下をまたがって向かい側に離れを持つとか、あるいは、住居を、複数階にわたるメゾネット方式で住むとか、住居併用のオフィスなど、居住者の多様な住まい方、ライフスタイルに対応できる多様な住戸が設計されています。また、居住者のコミュニティや立体街路、子供たちがたまたま遊ぶようなスペース、こうしたものが設けられ、開放性の高い高層部で活気あふれる立体都市の風景をつくり出しています。

基本法制定を機に、さらに、建築家や民間事業者などの民間活力を取り入れたこのような事業を積極的に展開すべきだと私は考えているんです。そのような思いの中から、これらの点について都

市再生機構の御見解を伺いたいと思います。

○松野参考人 お答えいたします。

都市再生機構は、都市再生に民間を誘導するということを目的に、大都市における拠点を再生する事業、あるいは大規模工場跡地の土地利用再編等に取り組んできております。

具体的には、民間活力を活用いたしまして、良好な住宅市街地の整備を推進する、そのために、まず、民間の都市開発事業を支援するコーディネートを実施する、また、民間投資を誘発する基礎的条件整備としての基盤整備、敷地整備を行う、またさらに、民間による賃貸住宅建設支援のための敷地供給を行う、こういった業務を実施しているところでございます。

御指摘の東雲キナルコートにおきましても、民間活力を活用しまして、良好な住宅市街地の整備を進めていくところでございます。これは、臨海部の約十六ヘクタールに及びます大規模な工場跡地を住宅地に土地利用転換する、それに際しまして、先導的な都市の住宅像を積極的に提案し、新しい都市の住宅地としてのイメージを定着させまして、民間事業者による住宅供給等を誘導し、ひいては東雲地区全体の土地利用再編を誘導することを目的に事業を行ってきております。

当地区におきましては、都市機構は、建築家など外部の有識者とともに、建築物の高さあるいは壁面線の指定、色彩計画などの景観あるいは建築デザインに係るガイドラインの調整を行ってまいりましたし、委員の御紹介がございました、共用廊下を挟んだ向かい側に離れを持つ住戸、あるいはオフィス併用の住居など、居住者の多様な住まい方あるいはライフスタイルに対応できる住宅を提案してまいりました。

その上で、機構が公園、道路等の基盤施設を整備いたしまして、整備した敷地を民間事業者に供給してきております。民間事業者は、敷地整備などにおきまして、先ほど申し上げましたガイドラインに沿って、良質な住宅あるいは商業施設、保育園などの生活施設の供給を進めてきております。

す。これまでに、住宅計画六千戸のうち、既に三千三百戸の供給を行ってきております。

なお、住宅供給におきましては、平成十四年度から、民間活力を活用いたしました良質な賃貸住宅のストック形成を推進するため、機構が基盤施設の整備を行った敷地を民間事業者に定期借地をいたしまして、民間事業者の良質な賃貸住宅の供給を促進いたします民間供給支援型賃貸住宅制度というのを導入しております。当東雲地区におきましても、この制度を活用いたしまして、民間の賃貸住宅が約四百戸供給されてきているところでございます。

今後、民間活力を活用いたしました都市再生の推進を図るために、都市再生機構は、コーディネート業務によります地区のまちづくりガイドラインの策定などの計画策定、あるいは道路、公園などの関連する基盤施設の整備などによりまして、民間事業者の能力を生かせるような条件整備、支援を行って、民間活力を活用した良質な住宅及び住宅地づくりに努めてまいりたいと考えております。

○吉田（六）委員 ありがとうございます。

何よりも住生活基本法、この牽引車ですから、国の考え、そしてこの法律のポリシーをよく理解され、そしてまた、あまねく民間活力をその方向に向けて導く、私はこのことに大きく期待をしたいと思っておりますので、今後ともひとつ御健闘をお願いしたいと思います。

また、私は、今、コンパクトなまちづくり、いわゆる人口減少社会、超高齢社会の到来を踏まえて、これが実現、いわゆる法律にも、まちづくり三法、これらにも盛り込んであるわけですから、も、町中居住、これらをより推し進めることも、この法律の範囲内、思うところだろうと思っております。民間の創意工夫を可能にするためには、やはり法運用に弾力を持つてやるということだと思っております。

ちよつと考えた例なんですけれども、周辺、田畑をつぶして特別養護老人ホームをつくる。

る。なぜかという、今の法律では、あの調整区域を開発できる許されたわずかな一ジャンルであるからですね。ですけれども、そうでなくて、町中に住生活基本法にマッチしたよい高層の集合住宅を建てる。そして、余り人気がない低層階、一階はともかく、二、三階とかこの部分の容積を免除して上へ乗せてやる。そうしてつくり出した最上階から上は高層に売れる場所ですから、この低層に、いわゆる地域の発展も含めて、養護老人ホームとか福祉施設とかそうしたものを安い価格で提供してやる。

こんなことが、いわゆるコンパクトなまちづくりや、あるいは良質な住環境や、あるいは機能する都心、町中ということに大きく寄与するのではないかなと思うんですけれども、こうした規制緩和が大事な、このように思うんですが、これらについての御見解をお伺いしたいと思います。

○山本政府参考人 都市の真ん中に近い大事なところに住宅を確保する、町中居住を進めるといいうことになりまして、今日は大変変わってまいりましたけれども、それでも、商業とか業務が負担できる床の価格と、世帯が住宅として負担できる床の価格にはなお差があることは事実でございますので、御指摘いただきましたような考え方に立つて、都市計画の制度、あるいは建築基準法の例えは総合設計の制度を使つた優良プロジェクトに対する容積率の特例といったような制度を活用して、都心居住のための住宅、あるいは居住のためにさまざまな福祉を初めとするサービスを供給できるように取り組んでいかなければならないと思っております。

そのような制度はかなり研ぎ澄まされてきておりますし、民間の事業者の方もこれに習熟してきておられますので、これを生かして町中居住を進めていく考えてございます。

○吉田（六）委員 最後にありますが、大臣、今回の構造計算の偽造問題とかこうしたことで、建築にかかわる者、随分とその信用を失墜してしまっていますけれども、これは不心得の一部の者であつて、国会でも、建築基準法あるいは建築士法等の一部改正で二度とこれらの起こらないようにという手当ても十分にされつつあります。

私は、今この法律が推し進めようという精神を最もよく理解ができるのは、建築にかかわる、あるいは建築士、建築家だと思ふんです。こうした民間業者の能力を精いっぱい活用いたしたい、国民の豊かな住生活の実現に向けて努力をしていただきたい。

いま一度申し上げますけれども、建築家初め民間事業者の活用、これについて大臣の御所見をお伺いして終わりたいと思います。

○北側国務大臣 日本の住宅事情でございますけれども、住宅の量は、必要な量、数としては満たされてまいりました。

問題は質でございます。これからはやはり住宅の質を改善していく、質の向上を図っていくというふうな施策に転換をしていく必要があると思ふんです。

これまでは、やはり、人口が増加する、また都市に人口が集中するという中で住宅をしっかりと計画的に供給しなければならぬ、こういう観点が強かったわけでございますが、これからは、むしろ、今ある住宅のストックというものを、既存のストックというものを有効に活用して、住宅の質を向上していく、また住環境を改善していく、そうした方向に我が国の住宅政策を大きく変えていく必要があるということが、今回、提案の一つの大きな趣旨でございます。

この住宅の質を向上していくに当たりまして、当然、住宅を供給する側、建築士の方、また建設をされる施工する方、また住宅を供給しようとするメーカー、デベロッパーのような方々、こういう住宅供給に携わる方々が非常に重要なプレーヤーであるということはもう御指摘のとおりでございます。そういう方々、住宅を供給する側の立場の方々にも、この住宅の品質、また性能の確保をしっかりとっていくことをお願いいたします。

そういう観点から、今回の法律の中では、我々行政の責任、責務だけではなくて、住宅関連事業者の方々についても責務規定を明示させていただいたところでございます。各住宅がで上がるまでする責務を有するというふうな規定をさせていただいたところでございます。

建築士の方々を初めとする民間事業者の能力の活用を十分に図りつつ、多様なニーズがございいます、そのニーズに応じて安心して住宅を選択できる、そうした市場の形成を図るための施策を積極的に進めさせていただきたいと考えております。

○吉田(六)委員 我々が意図もありません。

何分とも強力に、ひとつ自信を持って推し進めたいことをお願いして、終わります。ありがとうございます。

○林委員長 長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。端的にお答え願えれば幸いです。

きょうは、傍聴に公団にお住まいの皆様方が全国的にお越しいただいております。

まず、都市再生機構の小野理事長にお尋ねしますけれども、百五十四棟の構造計算書をなくしてしまつたと。これは内規では永久保存のものもあるということですが、お住まいの方への謝罪や、あるいは機構の中での職員の処分、これはどういうふうになされましたか。

○小野参考人 お答え申し上げます。

先ほど先生お話しになりました百三十六件のケースは、三月十日段階で、二月十五日現在の構造計算書の有無の確認の問い合わせがあった団地についての数だというふうに認識いたしております、これにつきましては、現在、今先ほど確認をいたしましたけれども、すべてお問い合わせいただきました管理組合に謝罪を行っております。

それから、処分をどうするかということでございますけれども、現在、私どもは、かつて供給をいたしました、分譲いたしました団地について、

すべて確認をいたしております。確認作業中でございます。これによりまして紛失の状況というふうなものがあるわけでございまして、その後、処分等は検討してまいりたいというふうに考えております。

いづれにいたしましても、構造計算書を紛失したということは大変申しわけないということとを思っております。たとえ内規による保存といえどもきちつとその期間は保有すべきであつたということ、これを紛失してしまつたということは大変申しわけないというふうに思っております。

○長妻委員 そして、今回、今議論しているこの住生活基本法の中には、数値目標ということで、耐震基準を満たす適合の住宅ストックの比率、これを満たしていないものが、つまり耐震性不十分というものが全住宅の二五％も現在ある、これを平成二十七年に一〇％に減らしていこう、こういう数値目標があるということでございますけれども、まずお尋ねしますけれども、公団及び都営住宅や県営住宅などの公営住宅、これに対する耐震診断というのはほとんど全部完了されておられますか。

○小野参考人 私ども機構の住宅についてお答えをいたしますと、建築物の耐震改修の促進に関する法律によりまして耐震診断をしていくというものは、私どもの機構の中では、昭和五十六年度の耐震基準以前のものが、これが一万三千棟ございします。このうち、既に耐震診断を実施いたしましたものが一万二千七百棟ということでございします。残りが、未診断が三百棟ということで、率にいたしますと九八％は耐震診断を実施済みでございます。

この三百棟はほとんどが、市街地住宅と申しまして、土地所有者と共有という共同で建物をつくりまして、その上を、例えば私どもが床を機構住宅ということで居住者の皆様にお貸ししているというもので、これにつきましては、やはり共有者の方と合意を得ないと、また費用負担等についてお話し合いができませんと耐震診断ができない

わけでございます。

そういうものがほとんどでございますけれども、残り三百棟未診断ということがございますので、これにつきましては、なるべく早く耐震診断を実施していくように共有者の方とも話し合いを一層進めてまいりたい、こういうふうな考えております。

○北側国務大臣 委員のおっしゃっているのは、公社だとか、それから県営住宅だとか市営住宅だとかということだと思います。それにつきましては今掌握をしている最中でございます。掌握をして、また御報告をさせていただきたいと思っております。

○長妻委員 非常に作業が遅いのではないかと思っています。

今お配りした一ページ目でございますけれども、これは実際に市区町村がどのぐらい戸建て住宅、共同住宅などの耐震診断、耐震改修の政策を実行しているかというところでございますが、今、一戸建てで、耐震診断を実施している市区町村というのは全市区町村の三三％しかない。耐震改修は一四％。共同住宅でいえば、耐震診断を政策的に実行している市区町村は全体の四一％しかない。マンション、共同住宅ですね、耐震改修を実施している市区町村は全体の四一％しかない。しかも、この数字は去年の四月一日現在で、今はさつぱりわかりませんが、こういうことでございします。

この法案は新耐震基準に適合する住宅ストックを高めるといふものもあるわけでございまして、今申し上げたのは公団以外すべての住宅の比率でございますけれども、耐震診断とか耐震改修の話でございますけれども、これは把握も去年の四月一日からしていない、そして、自治体の中でもこれだけ多くの自治体で改修とか診断を政策として実施していない。こういうお粗末な状況で本当にこの耐震基準を満たすことができるのかどうか、二五パーから一〇パーという目標を、これは大臣、どうやって実現するんですか。

○北側国務大臣 昨年の衆議院選挙が終わりまして十月に、これは全会一致で耐震改修促進法の改正法案を通過させていただきました。これから住宅・建築物の耐震化について強力に推進をしていこうという趣旨の法律でございます。

ことしの年頭に、お通ししていただいたこの法律に基づきまして国の基本方針を定めさせていただきます。その中で、今委員のおっしゃっているとおり、これから十年間で少なくとも九〇％の耐震化率にしていこう、こういう目標も定めさせていただきます。

そして、これから年内を目途に、各地方公共団体ごとにそれぞれの地域の計画をつくっていただきます。その計画を策定する際に、今委員のおっしゃっております各地方公共団体における耐震診断や耐震改修の制度についても、整備をしつかりと進めていただきたいというふうに思っているところでございます。それをきつちりとチェックさせていただきますと思っております。

○長妻委員 言葉は勇ましいんですけども、集計が去年の四月一日の数字しかない、あとはさつぱりわからない、こういうことで、国笛吹けど踊らずということが間々ありますので、ぜひ徹底をしていただきたい。

実際に、国土交通省にお話を聞きますと、日本でお住まいの住宅、一戸建て、マンションも入ると四千七百万戸ある。そのうち国土交通省が、耐震性不十分だ、こういうふうな認定した住宅というのが千五百五十万戸ある。しかし、そのうち実際に二十六万戸しか、二％しか耐震診断を実施していない。そのうち、耐震改修に至っては〇・一％しかなされていないという大変寒い数字もございします。しかも、この数字は十六年度末だということ、非常に古いデータで政策を立案しているというのが今の国土交通省の姿だということに思いますので、これをまじめにやっていただいたいと思います。

そして、数値目標ということで、今回の住生活基本法でございますけれども、いろいろな数値目標が設定されております。

ぜひ大臣にお願いをしたいのは、この資料の三ページ目にご覧いただけますけれども、あの偽装問題等で話題になりました瑕疵担保責任、十年間の瑕疵担保責任を保証するような保険というのが日本にはございますが、しかし、全住宅の二・八％しかその保険に加入されていない。一戸建ては二・八・四％。マンションは何とたった一・一％。こういう保険があれば、時と場合によっては、あのヒューザーのようなディベロッパが倒産しても救済されるという可能性は出てくるわけでございますので、この保険の数値目標、これを倍にするとか、そういう目標もぜひこの住生活基本法に関連して立てていただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○北側国務大臣 委員のおっしゃっているとおり、住宅を買われた方々、瑕疵担保責任があるといつても売り主の側に資産がなければ、実際にはそれが実行されないわけですね。今回の耐震偽装事件を受けての一つの反省はそこにあります。もつと住宅を取得する側の権利というものをきちんと確保していくための対策、これをしっかりとつていかないとけない。

先般、国会の方に建築基準法等の改正についての提出をさせていただきました、これからこの委員会でも御議論をちょうだいすることになるわけでございますけれども、その中では、まずは、そうした瑕疵担保責任を実行するための保険に入っている、そういう保険に入っている場合にはきちんと売買の際に重要事項として告知をしていく、入っているかどうか、入っているならばどういう内容なのか、それをきちんと売買契約の際の重要事項として告知をしていく義務づけをさせていただいた、この内容の、今回、法案の内容に一つさせていだいていただいております。

そして、これだけではなくて、そういう問題意識を持っておりまして、分譲マンションの売買の場合なんか特にそうなんですけれども、この瑕疵担保責任を実行化していくためにさらにどういう制度が考えられるのか、ある一定の場合には例

えば保険加入を義務づけできないのかどうか、そういうことも含めて、今、金融の専門家の方々、金融庁の方々等々も含めまして議論をさせていただいてるところでございます。そういう中で、この瑕疵担保責任の実行がよりきちんとできるような対策をとらせていただきたいと思っております。

○長妻委員 いつも大臣はいろいろおっしゃべりになりますけれども、肝心の質問で、保険制度、今一二・八％ですけれども、いろいろアウトカムという横文字を使つた国交省の目標の中にこれだけ抜けているわけでありまして、その数字目標を立てるのかどうかということを開いたんですが、まだはぐらかして、質疑の時間がなくなりますが、聞きませんけれども、きちつと答えてください。

本当に、我々野党というのは質疑でしか皆様方にきちつと真意をただすということがなかなかできにくいわけでありまして、ぜひお願いをいたします。

そしてもう一つ、四ページを見ていただきますと、これは、国交省にお尋ねしますと、今回の住生活基本法をいろいろ審議いただいた審議会のメンバーの名簿だということで、四ページにございます。

私これを見ると、不動産会社の方あるいは大学の教授等々、建物、一戸建て等々の会社の方ということで、我々、私よく言っていますのは、日本の国のあらゆる制度というのは、提供者の側に立つた論理でできている、提供者の側に立つた論理でできている、提供側の論理でつくられている、つまり、役所とかあるいは業界とか、そういうところに都合のいい制度でつくられている嫌いがあるのではないか、むしろ居住者とか、つまり、生活者の論理で、住む人が一番ありがたい、そういう視点で制度を百八十度見直す必要があると。

余りにも提供者側の論理で、今回のざる検査、建築確認もございましたけれども、そっちの都合でつくられて、居住者は二の次、生活者は二の次、こういう行政制度があるということで、我々

民主党は、それを百八十度変えようと。例えばこの問題では、生活者の論理で居住者の立場に立つ、そういう政策を打ち出すということでござい

ます。この中に、例えば居住者側の立場の方、マンション管理組合の代表の方とか消費者の方とか、まさに今、きょう来られているような公団にお住みの方とか、あるいは欠陥住宅の被害者の会の方とか、そういう住む側の立場を代表する方というのはおられないんですか。そういうふうに関心したら、いや、大学の教授とか不動産会社の人も家には住んでいますから広い意味では住む代表です、こういうふうにお役人が言われましたけれども、そういうお役人答弁じゃなくて、本当に、住む側の代表がいつ入っていないんです、日本は。

○北側国務大臣 居住者の立場からの意見をきちんと言う人を入れておくことは大切なことだと当然私も考えておりますし、そういう方々がこの中にちゃんと入っておるといふふうに認識をしております。

○長妻委員 どなたでございませうか。

○北側国務大臣 例えば、お名前を申し上げますと、小澤紀美子さんという方は住居論とか居住環境が専門分野でございまして、また、小谷部さんという方は住居学が専門でございまして、また、岩田さんという方は生活保護とか貧困問題とか、そういうことについて御専門でござい

ます。○長妻委員 いや、学者の先生も悪いとは言いませんけれども、学者の先生がいていいんです

が、私が先ほど申し上げましたような実際に本場に御苦労されておられる方。向こうサイドでいえば、日本一の不動産会社の社長さんとか、戸建て住宅などで非常に有名な社長さんとか、あるいは財団法人の方とか、そういうところがたくさん入っておられるわけですね、これは、国土交通省

がこの審議会というのは独断というか公募をしないで決めているわけでありまして、非常に提供者に都合のいいような理屈で答申が出て、こういう答申が出たから法律をつくりました、こういうこ

とでは困るわけでございますので、今後、公募をするなり、そういう代表者を入れるなり、ぜひしていただきたいというふうに思います。

そして、五ページを見ていただきますと、もう一つ、住生活基本法は、日本の住環境はどういうふうにあるべきか、こういう哲学を語る法律だと思ふんですが、中を見てもそういう哲学が余り感じられないんですけれども、一つ日本の問題点としては、ここで表がございしますが、日本の住宅の寿命の話です。

日本の住宅は、まだ寿命があるけれども壊してしまふものも含めて三十二年、アメリカは四十四年、イギリスに至っては七十五年が住宅の寿命でございます。そうすると、日本は三十二年ということば、今、日本人の平均寿命というの約八十歳とすれば、三十一年が住宅の寿命であれば、一生の間に下手したら二回、あるいは一回は必ずと言っていいほど建てかえたり、住まいが使えなくなつてほかに引越すとか、そういうようなことがあるのではないのか。非常に寿命が日本の住宅は短い。こういうところから、ざる検査とか非常に構造設計を重視しない、そういう仕組みというのもできた。逆に、それがあから寿命が短いということも言えるかもしれませんけれども。

大臣は、寿命を長くすべきである、イギリス並みぐらいに寿命を長くする、こういう御意思というのを持たれておられるんですか。

○北側国務大臣 建物の寿命を長くしていくべきではないかという御主張については、私も全くそのとおりだと思います。

やはり、これからの時代は、いいものをつくるだけでなく長く使う、また、長く使うために途中できちんと整備なんかもできるようなシステムをきちんとつくっていくということが、これから私も大事であるというふうに考えております。この法案に基づく住生活基本計画というのをつくるわけでございますが、その中の目標設定においては、長寿命化の指標もぜひ検討候補の一つとして考えていきたいというふうに思っております

し、また、これからの時代は、中古の住宅流通だとかリフォームの促進、こうした政策を積極的に進めていくことが非常に重要である、そうしたことによって長寿命化を進めていくということが私も重要だと考えております。

○長妻委員 ぜひ、これは徹底してやっていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

そしてもう一つ、日本の住宅事情の問題として格差の問題。今、格差社会が広がっているというふうに言われておりますけれども、当然、所得等も含めた格差というものは住宅事情で広がっているということもありまして、私は、都市と地方でも住宅の格差が広がっているのではないのか。つまり、都市は、私も都市出身の議員でございますけれども、地方に比べると非常に通勤時間も長い、あるいは面積が狭い、そういうことがある。あるいは、年代の間でも格差が広がっているのではないのか。御年配の方々というのは、かなりの方が一戸建てを持たれておられる。しかし、私は四十代でございますけれども、私年代以下というのは、昔に比べても、なかなか一戸建てというのは、持ち家率というのは非常に低い。

こういう地域あるいは年代あるいは所得による住宅格差、これも非常に大きな問題になってくる。少子化の一つの原因としては住宅事情というのも大いにあるということも言われておりますので、この問題でございます。

六ページでございますけれども、これは国交省に調べていただいた数字でございますが、実際に、収入ですね、これはサラリーマンの皆様の調査ですけれども、その収入に占める住居費の割合、やはり大都市は二・一％で高い、地方で一番小さいところで町村、これが九・五％というところで、都市部というのは支出に占める割合が高くなっている。

そして、七ページ目でございますけれども、これは持ち家住宅率ということで、地域によって持ち家の率はどのくらいか。三大都市圏は六〇％を切っている、しかし、三大都市圏以外は六〇パー

を上回る、全国平均も六〇パーを上回るといふことでございます。

そういう意味で、通勤時間の問題というのもあると思います。この九ページ目でございますけれども、地方と都市部の通勤時間、これは実際に都市部の方が通勤時間が長いわけですが、世界に比べても、通勤時間は、日本は、平均ということでは二〇〇三年で三十四分という結果が出ております。先進国は、これは九分が過ぎておりますけれども、G7の国、アメリカ、イギリス、イタリア、ドイツ、フランスと比べても日本は一番通勤時間が長い。都市部はさらに長いということでございます。

これは、北側大臣、一つの哲学として、今申し上げた都市と地方の住宅の格差、これを、都市部も住宅の質あるいは通勤時間、広さ等を上げて、そして地方も上げていく、こういう問題意識というのはいかがでしょうか。

○北側国務大臣 この住宅の問題のやはりかなりの部分は、私は、都市問題だと認識をしております。

特に、今委員の方は格差というふうにおっしゃったわけですが、私の理解する限りは、恐らくあのバブルの時代はもって格差が大きかったですね、都市と地方との間で、それはもう東京なんかで、大都市部において家を持つということ、は、とてもじゃないけれども考えられなかったです。すよ。ちよつとした戸建て住宅で、それも遠い通勤距離で一億円近くするなんてざらでしたから。そんな普通のサラリーマンじゃとても手に入りません。

最近になって地価が相当落ちてまいりまして、最近の新聞でも出ていましたが、東京の中央区ですか、中央区は人口が十万人を超えてどんどんふえているというふうな、地域によっては地価が高騰し、逆に都心に人口が帰ってきている。そういう方々の中に、例えば分譲マンション等がかなりいい値段になってきて、そういうのを購入されている若い世帯もふえてきているというのは、むしろ

私は本当にいい傾向だなというふうに思っておりますが、ただ、この住宅政策の問題というのは、地方ももちろんありますけれども、やはり大きいのは、東京だとか大阪だとか、こういう大都市部の問題がやはり深刻であるというふうな思っております。

○長妻委員 それをどうするかということでございまして、先ほども言われたような耐震の問題も含め、広さも含め、寿命も含め、ぜひ実行していただきたい。

そして、この八ページ目でございますけれども、年代の格差ということも申し上げますが、年代別の持ち家比率というのがございまして、六十歳から六十四歳で七九％が持ち家を持たれておられる。六十歳以上は大体八割の方が持っておられる。四十五歳以上で六九・五％、五十から五十四で七三・五％、三十五歳から三十九歳は四七・三％ということ、かつてに比べても持ち家の比率というのはどんどん下がっていると思うんですが、今、日本政府は、かつては持ち家比率をふやして、いこう、どんな国民の皆様に家を持っていたら、そこに人、物、金の資源を集中するような政策を打ち出していたというふうな理解しておりますけれども、今後は、大臣、賃貸の方々そして持ち家の方々、いろいろおられますけれども、どういう軸足にしていこうかということでございます。

○北側国務大臣 これは、私は、家を持ちたいと思っていられる方々に、世帯に対して、できるだけ持ち家が提供できるような条件、環境を整備していく。今も住宅ローン減税等々実施しているわけでございます。それはもちろん重要だと思っておりますが、一方で、やはり考え方が非常に多様になってきているというふうな思っています。例えば東京でお住まいの方々の中には、いや、もう自分は、そ

うやって無理して住宅を取得するよりも、むしろ良質な賃貸住宅の中で住めればいいというふうにお考えの方もいらっしゃる。そういう多様なニーズがあると思うんです。そうした多様なニ

ズに応じて住宅政策を提供していくことが大事だと思っております。

ポイントやはり住宅の質、特に賃貸住宅の質、この質の向上をこれからしっかりと図っていくということが非常に大事だというふうな認識をしております。

○長妻委員 今大臣言われました、特に賃貸住宅の質というお言葉がありましたので、ぜひその部分をさらに注力して、先進国に比べて、私は、その部分は非常に日本は今まで欠けていた部分があるのではないかと感じておりますので、そこがポイントであるというふうにも思います。

そして、もう一つの問題でございますけれども、これは若干古いアンケートですが、平成十四年の六月十二日からのアンケートで、財団法人日本賃貸住宅管理協会が行った賃貸住宅の大家さんに行ったアンケートの結果、十六ページにございまして、確かに、入居制限というのがある賃貸物件もございまして、この入居制限、こういう方は入ってはだめですというのがあるのが、二五・三％があると。つまり、四件に一件の賃貸物件は入居制限があるということでございます。

それで、下にございますけれども、入居制限があるうち、複数回答で、外国人はだめですというのが四七・三％、単身の高齢者はだめですというのが四二・三％、高齢者のみの世帯はだめですというのが三〇・九％ということで、外国人と高齢者というのが非常に拒絶されるケースがあるというところがございますけれども、これは単純に、民間の取引だからそれは民間が自由に決めるんだ、こういう発想は私はよくないと思うんですが、大臣のお考えはどうですか。

○北側国務大臣 大事なことは、我々行政サイドからしますと、やはり高齢者の方々が、自分が住みたいと思う住まいが選択できる、そのような条件、環境をつくっていくことが大事だと思っております。

これは従来から、そうした趣旨で、高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅に関する情報を幅広く提

供するような取り組みもしてきているんですが、今年度新たに、あんしん賃貸支援事業というものを創設いたしまして、地方公共団体やNPO、社会福祉法人、関係団体等と連携しながら、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等を対象に、入居可能な民間賃貸住宅等に関する情報提供やさまざまな居住支援を行うことによりまして、入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援していく、そうした事業を創設させていただきました。

いずれにしましても、高齢者の方々はもちろんのこと、障害者の方も、そして外国人の方々についても、きちんと入居できるような情報をきちんと提供していくというふうなことが行政としては大事だということを考えております。

○長妻委員 情報を提供しても、自分の住みなれた町にそういう物件がない場合はどうするのか。あるいは、さまざまな住宅支援、住居支援というお話がありましたが、大臣が考える、これは非常に重要な問題だと思えますけれども、いろいろなお役人答弁は、書類を読むのは結構でございますけれども、この問題を解決する、先ほど言われたさまざまな住居支援の中でこれが一番重要な具体的な施策だという、一点、例えばどういうものがありますか。

○北側国務大臣 もう少し詳細に申し上げますと、そうした住宅に困窮をされている方々の入居を受け入れられる要件に合った民間賃貸住宅に関する登録制度、これを整備したいというふうに考えております。

その際に、地方公共団体はもちろんでございますけれども、社会福祉法人や関係の方々ともよく連携をしまして、そうした情報提供をさせていただきたいと思えますし、また、公共賃貸住宅もございいます。これについても、住宅のセーフティーネットというのは極めて大事なことでございまして、そうした公共住宅への入居についても、そうした住宅困窮者の方々について、きちんと入居できるような制度もさらに充実をしていくべきであります。

とと考えております。

○長妻委員 ぜひしっかりとお願いをいたしたいと思います。

そして、もう一つでございますけれども、先ほども、大臣、選択の幅を広げるというふうなお話もございました。

今、公営住宅というのは日本に数多くございまして、いろいろな問題もございまして。その中で、選択の幅を広げる。当然、公営住宅の充実というのにも必要でございますけれども、一つは、民間の住宅を借り上げていくということで、いろいろな居住者の希望に合ったそういう住宅に住める、そして何よりも、役所が事業主体になって建物、それから土地を買って建てていく、こういう効率性もあるということをお感じしております。

その借り上げ方式ということで、お話を聞きますと、住宅の借り上げ方式というのは、この十ページにございましてけれども、今現在、一万七千六百九十戸と私は聞いていますけれども、それぞれ若干ずつ公営住宅の借り上げというのがふえておりますけれども、これは今後さらにふやしていく、こういうようなお考えでございいますか。

○北側国務大臣 公営住宅そのものは、これから建てかえの時期に入るのが多くなってくると思うんですが、新たに大きな公営住宅、大団地をつくって提供していくということは、これからは基本的に余り期待できないわけでございます。

むしろこれからは、建てかえをしていく、また改善をしていくということが中心になるわけでございます。今委員のおっしゃったように、これまで平成の八年からやっておるわけでございますが、民間賃貸住宅を買い取りをしたり借り上げをしたりする方式によって公営住宅を、この性格の公営住宅を需要に応じて提供していくということは非常に重要な手段であるというふうに考えております。

○長妻委員 やはり公営住宅というのは、これはもちろん必要でございますけれども、その供給の仕方というのが、今までは行政が主体となつて土

地を買って建物も建てるということで、非常にメンテナンスの状況も悪いとか管理が悪いとか、そういう問題も起こっている。そして、居住者の希望にこたえるということで借り上げ方式が、今お話しのとおり、これも一つの重要な視点だということに思っております。

そしてさらに、先進国、調べられたところでは、例えば、アメリカとイギリスとドイツ、フランスは家賃補助という発想がございまして。つまり、一定の生活困窮者の方々に対して、公営住宅もあるけれども、実際にお金で、どこかの賃貸住宅に入ってもいいですよ。その中で家賃補助をするという国がございましてけれども、日本には家賃補助の制度というのはいりません。

○北側国務大臣 直接はございません。

しかしながら、間接的に、今の借り上げ方式の賃貸住宅制度もそうなんですけれども、やはり今大事なことは良質な住宅をきちんと提供すること。だから、何でもかんでも民間の賃貸住宅であればいいのじゃなくて、良質な住宅を借り上げとか買い取りをしてお貸しする。その際に、実際にお貸しする家賃についてできるだけ低減していくというふうな形で、実質的に家賃補助という仕組み、直接の家賃補助じゃございませんけれども、実態的には家賃を低減していく、そういう仕組みが導入されていると考えております。

○長妻委員 日本では、先進国並みの家賃補助制度、この導入というのは今後御検討を私はするべきだと思えますけれども、いかがでございいますか。

○北側国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、これから大事なことは住宅の質だということに考えています。

直接的な家賃補助ですと、この住宅の質の確保というのはできません。住宅の質の確保をしていくためには、きちんと、先ほどの借り上げ型や買い取り型のように、それなりの一定の良質なものの、ファミリー層向け、高齢者向け、それぞれやはり品質が問われます。そういうものについてき

ちんと判断をした上で、要件をとった上でお貸しをするということができるわけで、私は、やはり借り上げ型、買い取り型の形で実質的にできるだけ家賃を低廉にしていきたいというふうな方がいいのではないかと考えております。

○長妻委員 本日に日本が、経済大国だ、世界第二位だと言われておりますけれども、その第二位なのか。ヨーロッパ等を旅行された方も感じになるかもしれませんが、日本は第二位だと言われていながら、何か、自分たちの住宅とか生活というのはそれほど豊かなのかな、こういうふうにも感じられる日本人の方が多いと思います。それも、大きな原因は、やはり住宅が先進国に比べて非常に質が悪いのではないかと、こういう問題意識を持っております。

しかし、その一方で、よく税金の無駄遣いと言われる公共施設、グリーンピアとかいろいろな公共施設で話題になっているのがありますけれども、税金でつくる施設はすばらしく立派だ、しかし、我が家を見ると全然ほど遠い、こういう、非常に一個人の住む住宅というのが今までないがしろにされてきたのではないかと強い意識を私は持っております。

これから日本が低成長時代を迎えて、本当に豊かさを感じられる、そして少子化等々、豊かな人生を満喫できるような、そういう住宅環境、これを実現していくというのがこの基本法だと思えますので、ぜひ、今申し上げたようなポイントを実行していただいて、ゆめゆめ提供者の論理に陥らないように、住宅を供給する側に立っていい政策を打ち出すということではなくて、実際に住む側にとつてありがたい、そういう政策。これは、そういう政策というのは役所にとつては厳しいかもしれませんが、業界にとつても厳しいかもしれませんが、あるいは政策を立案していただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○林委員長 伊藤渉君。

○伊藤(渉)委員 公明党の伊藤渉でございます。本会議に引き続き、きょうは委員会での質疑の場を与えていただきまして、ありがとうございます。きょうは、一点一点、少し細かく聞いていきたいと思っております。

アウトラインについては本会議でお聞かせをいただきました。先ほどから大臣の答弁にもございますとおり、住宅政策を囲む環境は量から質へ、そして市場の重視、またストックの重視、そして今後は、人口、世帯数の減少、少子高齢化、そして居住のニーズ、価値観、またライフスタイルというのは非常に多様化をしていく、そういう時代であると思っております。このニーズにどう合わせてさまざまな施策を打っていくか、非常に難しい時代に突入をするわけでございますが、まず冒頭、大臣にお聞きをいたします。

この住宅政策に関する基本法制として本法律案と、これに基づく新たな計画体系を整備することによって、どのようなことを実現しようとしているのか。わかりやすく、国交省が描く将来の住生活像、こういったものを御答弁いただきたいと思っております。

○北側国務大臣 一言で言いますと、住宅の量から住宅の質へ、住宅の質の確保へというのが今回の法案の大きな目的でございます。

戦後我が国は、どんな経済が発展するとともに、都市に人口が流入する、そして住宅を提供しなければならぬということ、これまでは、住宅の供給計画というのをつくりまして、しっかりと住宅を供給していく、ここに一番大きな目標があったわけでございます。そして、そのために、例えば日本住宅公団もありましたし、公営住宅制度もございましたし、また、持ち家を希望する方々には住宅金融公庫というふうな機関もあったわけでございますけれども、そうしたものに付いては、昨年までの間にそれぞれ組織改革をさせていただく等いたしました。これからは市場というものもしっかり活用していきたいというふうにか

えております。

そして、一方では、市場をできるだけ活用しながら、そして住宅のセーフティネットという一番大事なところはしっかりと確保していくというふうな政策に転換をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

これからは、住宅の量の確保を図る政策から、住環境を含めまして住宅の質の向上を図るという政策へと転換を図っていくわけでございますけれども、例えば、耐震化だとかそれからバリアフリー化など、住宅の質に係る目標を設定する新たな計画制度を創設するとともに、国、地方公共団体、そしてまた住宅関連の事業者の方々、さらには住民の方々の意識を高めて、関係者が一体となつて取り組みを推進することによりまして、国民一人一人が豊かな住生活を実現できるようにしていきたいというふうと考えているところでございます。

○伊藤(渉)委員 この住宅政策ですけれども、統計的に見ますと、すべての都道府県において住宅戸数が総世帯数を上回ったのが昭和四十八年、平成五年には空き家の数が一〇%を超えてきたというふうな状況でございます。今何度も御答弁いただいたように、量から質への転換と言われつつ、ここまで基本的な住宅政策を維持してきたのも事実でございます。

これは政府参考人にお伺いしますが、時期的にもう少し早く、特に、公明党はこの基本法制の整備をずっと訴え続けてきたわけでございますけれども、もう少し早く対応すべきでなかったかというところについて、御見解をお伺いいたします。

○山本政府参考人 一言で申し上げますと、御指摘のとおりのお気持ちでございます。

ことは、昭和でいいですと昭和八十一年です。昭和二十年、戦後でいいですと九十六年たつたわけですが、今、住宅統計調査の四十八年の結果を引用していただきましたように、前半の三十年間、昭和五十年までは、数が足りない、絶対数が足りないという時代でございます。五十一

年以降、質の確保に重点を置いて取り組むんだというのを叫んできたわけでございますけれども。

今回、住生活基本法の策定をお願いすることとあわせまして、住宅建設計画法の廃止をお願いしております。住宅建設計画法ができたのは昭和四十一年でございます。前半の三十年間でいいますと、ちょうど二十年たつたところでございす。したがって、五十年計画では、第一期と第二期は、文字どおり新規供給に全力を挙げるといふ計画でやってきたわけでございますけれども、五十年につくりました第三期住宅建設五十年計画におきましては、住宅の床面積について、最低居住水準、平均居住水準という居住水準の目標を掲げまして、住宅の質の向上に努めてきたわけでございます。

実は、四十一年に住宅建設計画法ができました際に、国会において、建設計画法ではなくて、本来、住宅の基本法を国としては制定すべきではないかという御議論もあつたわけでございまして、特に、五十年計画でいえば第三期以降は、住宅の質の向上に努めるための基本法制を追求すべきだという意見も結構多かつたわけでございます。

その過程で、例えば例を申し上げますと、先ほど来公営住宅の例がありました。平成八年に、公営住宅については家賃制度を改革して、供給方式も買い取り、借り上げ方式を入れました。あるいは、都市基盤整備公団ができたのも平成十一年です。分譲住宅から撤退すると。それから住宅金融公庫につきましては、昨年の法律改正で、直接融資は今年度限りで廃止する。来年度からは、民間金融機関の住宅ローンを長期固定の良質なローンにするために、証券化を通じた資金供給に特化するという制度になったわけでございます。

そういうことを通じて、今般、ようやく住生活基本法の制定をお願いすることができたわけでございまして、長い間の住宅関係者の、大げさですけれども、悲願であるというふうに受けとめております。

〔委員長退席、渡辺(具)委員長代理着席〕

○伊藤(渉)委員 そういう意味では、本場に待ちに待った今回の法整備でございますけれども、今回の法整備の中で、住宅の質などの向上というふうな段階を超えて、非常に特徴的な表現として、「住生活の安定の確保及び向上の促進」、非常に広い意味での住宅政策を考えておられる、それがわかる文言が入っておりますけれども、この言葉に込められたより具体的な意味、ねらいについて御教示いただきたいと思っております。

○山本政府参考人 住宅の絶対数が足りないという時期とか、住宅が狭くて何とか住宅を広くしたいという目標が明確なときには、それを掲げてあらゆる主体が努力するということになるわけでございすけれども、今回、新しい法制を制定していただくに当たりまして、その法律の目的を国民の豊かな住生活を実現するというところに置いたわけでございます。

そのように考えますと、国民の豊かな住生活は、それぞれの世帯、そのライフステージとかいろいろなこと、いろいろ異なります。そういう具体的ないろいろな多様なわたるかもしれない国民の皆様の豊かな住生活を実現するという観点から、住生活の安定の確保と住生活の向上を促進するということを通じて、国民の皆様の豊かな住生活を実現するんだという枠組み、まあ目的設定のところですが、枠組みとなつたものでございす。

○伊藤(渉)委員 住民の、国民の豊かな住生活という意味で、今回の国会でも議論されてきたまちづくり三法の議論の中でも、大臣の答弁の中に、町中とにかく人が住まいと中心市街地の活性というのには非常に難しいというふうな御答弁もあつたやに記憶をしております。

今申し上げた、この基本理念である「住生活の安定の確保及び向上の促進」という言葉から、住宅の立地誘導、こういったところにも触れていくべきではないかと思ひます。こういったことが今回の法律でどこで規定されているのか、少し具体的に御答弁いただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 本格的な少子高齢社会、あるいは人口、世帯の減少社会が到来するという事になりますと、市街地、一番住宅問題が過酷な形であらわれております都市、住宅市街地において、コンパクトな都市を形成するということが目標になってくるわけでございますけれども、これを実現するためには、良好な居住環境の形成を通じて、町中居住人口の回復を図るということになるわけでございます。

実は、今回お願いしております法律の第三条から、四つの政策的な理念を掲げております。第三条自体は、住宅そのものを現在及び将来における国民の住生活の基盤としてきちんと質のいいものを供給するという事をうたうとともに、第四条で、良好な居住環境を形成する、一つ一つの住宅が性能がいいというだけではなくて、町並み全体、町全体として環境との調和がとれた、住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成を図るんだと言っております。

こういうふうな形で、市街地に人がきちんと居住して生き生きと暮らしていくというような市街地像を目指すということを政策の理念でうたっているわけでございまして、具体的には、この基本理念、それからさらに、後の方で掲げております基本的な施策、地域における居住環境の維持及び向上のための必要な施策を講ずべきとしておりますので、こういうものを踏まえた上で、国と都道府県が定めます住生活基本計画の中で、それぞれの市街地に即して具体的に町中居住を進めるための目標を設定し、これを追求していくということになるわけでございます。

○伊藤(歩)委員 では、少し話題をかえまして、この法律の中で政府が定めることになっております全国計画について伺いをします。

これまでは、今回廃止になります住宅建設計画法で、住宅建設五カ年計画というものを立てて住宅政策を行ってきました。今回の法律で規定をされる全国計画について、具体的な作成の時期、そしていつごろまでにつくろうとされているのか。

通告だと三つに分かれています。ちよつと一遍に聞きますけれども、その中で、具体的にアウトカム目標としてはどういった項目を考えていらっしゃるのか。また、この計画の期間、これは大体どの程度を想定されているのか、お伺いをいたします。

○山本政府参考人 今回、国会で住生活基本法の制定をお認めいただきました。秋口までには内閣として全国計画を策定して、それに基づいて、また都道府県においても基本計画の策定をお願いしたいと思っております。策定過程では、もちろん案についてのパブリックコメントも国民の皆様にお願ひいたしますし、具体的に閣議決定する前には、都道府県などの意見もお伺いすることになりますので、やはり秋ぐらいになつてしまふと思います。

計画の枠組みですが、基本的には十年程度を見越しまして、具体的な政策目標をアウトカム目標として設定をいたしまして、客観的に掌握できる指標でこれを測定していく。測定した上で改定するということを考えておりまして、計画の目標は十年程度でございすけれども、五年に一回見直して前に進んでいくというようなことを考えております。

計測可能なアウトカム目標としましては、具体的には、例えば新耐震基準適合率、それから住宅のバリアフリー化率、あるいは省エネ化率、さらには住宅性能表示実施率など、住生活基本法案に規定する基本理念の達成度合いを具体的な数字で測定できる指標を導入していきたいと考えております。

○伊藤(歩)委員 さらにちよつと細かいところに入つていきまして、まず、耐震性の問題について伺いをします。

前回の国会で耐震改修促進法の改正など、一般住宅の耐震性能の向上に向けての取り組みがさまざま行われているところでございます。一方で、この耐震改修というのは金額もかさむために、なかなか改修単独というわけにいかずに、リフォーム

とあわせてなどという場合も多く、速やかに進んでいかないというののもまた現状だと思います。そんな中で、せめて家の中だけでも、家の中の危険物だけでも何とかならないかといった声も聞きます。これはちよつと質問の内容が大変細かいんですが、内閣府の調査ですと、住宅の耐震性が不足している場合に、住宅の改修や補強ということまでいかないけれども家具などの転倒防止などは行いたいと考えている、こういった方が二五%、約四分の一ぐらいいらっしゃるという統計的な数値もございました。

そういう意味で、国の耐震改修補助制度、地方自治体を経由して、非常に細かくて恐縮ですが、転倒防止金具やその取り付け、こういったことに使えるようにできないかという地方の声もあります。その辺について御答弁いただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 今御指摘の問題意識にびたつと答えるというのはなかなか難しいんですが、二点御説明したいと思ひます。

一つは、まず、国土交通省が用意しております住宅・建築物の耐震改修等事業でございすけれども、これで耐震改修の費用を助成するわけですが、この際に、工事にあわせて行う家具の転倒防止金具を取りつけるために、壁に下地がないところには取りつけられないんですが、そういう工事をしようと思えば、当然そういったものも補助対象になります。下地の整備は。

それからもう一つは、家具等の転倒防止対策は、各御家庭においてそういう努力をされるように普及啓発が非常に大事ですけれども、今、公共団体にお願ひしております耐震改修促進計画の策定に当たりまして、計画事項をいろいろマニュアルでお示しておりますけれども、その中で、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項ということで、パンフレットとかあるいは講習会をやつて、こういうふうな形で転倒防止対策を進めるべきだといったようなことを、促進計画の具体的な中身として規定

していただくということもお願いしているわけです。

なお、現在、私も消防庁を通じてお伺ひした限りでは、東京周辺の区とか市で、高齢者の方に対して転倒防止金具の助成をやつておられるところがあるようでございます。公共団体がそういう形で努力されることにつきましては、例えば昨年お認めいただきました地域住宅計画に基づく交付金ですね、提案事業として公共団体がお取り組みになる場合は、当然その支援の対象になるわけでございます。

○伊藤(歩)委員 私は愛知県の出身でございまして、東京都のように非常に財政的に豊かなところは別にして、なかなか難しいと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

もう一つ聞いたのは、この転倒防止金具というのが、私も自分で取りつけたことはないんですが、そう簡単に取りつくものではなくて、取りつけそのものにも業者に外部委託しなければならぬというような状況もあるそうなので、ぜひともまたそういったことも御承知おきをいただきたいと思ひます。

次に、環境問題への対応という角度で御質問いたします。

温室効果ガス、これは京都議定書でマイナス六%にしていかなきゃいけないということがございます。省エネ基準、平成十一年で、達成率五割を平成二十年までに推進するというようなこともお約束をされております。そういう意味で、住宅の長寿命化、リユース、リサイクル、これは民主党の長妻委員からも御質問がありましたけれども、この住宅の長寿命化という観点から、まず住宅の耐用年数というの、非常に難しいと思うんですが、どの程度を考慮して政策を考えていかれるのか。これを御答弁いただきたいと思ひます。

(渡辺(具)委員長代理退席、委員長着席)
○山本政府参考人 現実につきましては、我が国それから米国の例、あるいは英国の例、先ほど来御紹介があつたとおりでございす。もちろん、

住生活基本法の枠組みで政策を追求していきますと、これまでのような、住宅をつくっては壊すという行動ではなくて、できるだけいいものをつくって、なおかつきちんと手入れをして、その価値を将来にわたって生かし切るということが正面に来るわけでございますので、できるだけ長く使ってもらえるようにあらゆる施策を動員していくんだということに尽きるわけでございます。

そのために、新しい住宅が供給される際の新規供給についてのいろいろな施策努力と、今あるストックの改修のための施策努力と、それから、改修した結果、価値が向上した住宅ストックの価値を生かし切るための中古住宅流通とか、あるいは定期借家制度を使って賃貸で使って、そういう循環型の市場を形成する努力といったようなことをあわせて、住宅の長寿命化という目標を追求していきたいと考えております。

○伊藤(渉)委員 私ほもと土木構造物物の設計などもやってきたけれども、構造物、インフラですと、例えば耐用年数百年とか、明確な目標があつて設計をしていきます。それによつて、当然、一般の住宅ですとコストの問題もございすけれども、何かやはり目標になる数字のようなものも掲げていった方がよろしいのではないかと思います。

次に、今、中古住宅のお話もありました。リユース、リサイクルという観点から、中古住宅の市場の現状と問題点をまず御教示いただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 現在の我が国の中古住宅の流通量ですけれども、平成十五年の住宅・土地統計調査ですと、十七万五千戸と推計されております。その前の住宅・土地統計調査で、平成十年の調査ですと十五万五千です、五年間で一三%拡大しているという流れとなっております。

これに伴つて、住宅の全体の流通量、中古住宅として流通するものと新規に住宅が着工される数、これを合わせた国内のマーケットで年間流通

する住宅の量に対して中古がどれだけの割合を占めているかという割合を見ますと、我が国の場合は二・八%が中古住宅でございます。西ヨーロッパとか北米と比べますと、米国の場合は七・六%が中古住宅、英国の場合は八・八%が中古住宅、フランスが六・四%という形になっておりますので、私たちが目標とする欧米諸国はかなり先を行っているということは明らかに言えると思ひます。

○伊藤(渉)委員 中古住宅の流通という意味で、いろいろな問題があると思ひますけれども、一つに、中古住宅は審査が厳しいのでローンが組みにくいということがあつて思ひます。なかなかキャッシュで住宅を買うというわけにいきませんので、例えば、こういった住宅ローンを組みやすくするなどの施策も講じるというところまで視野に入れていかれるのかどうか、御答弁いただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 持ち家の取得において、金融とか税制は非常に大きな手段だと思ひます。古いものでも、いいものであればきちんとローンをつけて流通を後押しするということは非常に大事でございまして、政策的に、例えば住宅金融公庫の中古住宅に係る証券化ローン、フラット35、これにおいては、古い住宅であっても新耐震基準に適合するということが証明できればローンをつけるという制度としておりますし、それから住宅ローン減税も、これは一年前の改正ですけれども、従来は古いものはだめと一律にしていたんですが、築後経過年数がかなりたつても、新耐震基準に適合するということを証明したものにについては住宅ローン減税の対象とするという制度改正も行つております。

あと、実際に、中古住宅の査定の現場においてきちんとした行動がとれているかという部分にも課題意識を持つていただいております。これは宅地建物取引業者の価格査定マニュアル等もございまして、これは、近時、いろいろなマニュアルの改定の努力もしております。例えば、戸建

で住宅の価格査定マニュアルは、十四年に改定して、建物の性能とか付加価値的な要素に依つて金額を割り増すんだというような部分まで挿入したりしておりますので、そういう価格査定の現場の振舞いも改めながら、中古住宅の流通を拡大していきたいと考えているわけなんです。

○伊藤(渉)委員 あと、住宅、特に中古住宅の性能の担保といひますか、先ほどこれも各委員からも御質問がありましたけれども、その性能表示をいかに推進していくか。これは、これもやはり内閣府のホームページにありましたけれども、中古住宅の売買に当たつて耐震性の有無を明示すべきかどうか、八六%の方が明示すべきとお答えになつてゐる。一方で、十七年七月のデータによると、既存住宅の住宅性能表示は、これは率でなくて戸数で書いてあつたんですが、四百九十二戸、五百戸に満たないという非常に厳しい状態でございます。

この住宅性能表示制度、なかなか浸透しない原因の分析、そして、今後の方向性、取り組みについて御答弁いただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 住宅性能表示制度は平成十二年の十月から導入しておりますけれども、住宅の性能に関する共通のルールを設けて、第三者機関が設計図書とかを審査する、あるいは施工の現場に行きまして検査をした上で、性能を評価し、表示する制度でございます。この際の評価書の記載事項、評価書に書かれていることは、契約の内容となります。したがつて、評価書の交付を受けた住宅についての紛争は、裁判外の紛争処理の対象となります。そういうふうな形で、住宅の品質を確保しながら消費者の保護も図るという制度になつております。

これが、なかなか普及する上で課題があることは事実でございます。特に、既存住宅の評価制度は、まだ手法についていろいろな課題がありまして、ほとんど普及していないということは御指摘いただいたとおりでございます。

私どもとしましては、例えば戸建て住宅です

と、その大宗を担つております工務店などに対して、機会をとらえて講習をお願いしておりますし、全国的に進めております住宅フェアなんかのイベントに際しまして、メディアとか、あるいはあらゆる方法を通じて広報に努めているところがございますけれども、なかなかまだ課題がある。それから、実際に住宅性能表示を受けますと、例えば、耐震性能について高い等級を得ると地震保険の割引もあるといったようなメリットもあるんですけれども、なかなか普及していないというところでございます。

これからの取り組みとしましては、既存住宅についてはまだ手法的なものもこれから検討しなければいけないんですけれども、私どもとしては、公共団体あるいは住宅業界との連携を深めて、国民の方々に御理解していただくように広報を進めるといふことと、それから、住宅性能表示についての消費者ニーズを的確にとらえて、住宅性能表示制度をさらに充実させるということも大事かと思ひます。今般、防犯性能についての表示制度を新たに導入しましたけれども、消費者ニーズをきちんととらえて、そういう制度充実を図りながら、さらなる普及に向けて取り組んでまいりたいと思ひます。

○伊藤(渉)委員 最後にまた違った角度から御質問をいたします。

少子高齢化社会、住宅政策として一つ貢献できるものに、これは数字的な裏づけはないんですが、二世帯住宅というのがあると思ひます。子育てにしても、また独居老人の問題にしても、それが二世帯住宅というもので大きくプラス方向に住宅政策をもつて貢献できるのではないかと思ひます。

これは、しかも一戸建てで二世帯住宅を建てようとするよりはるかなかなか大変で、公営住宅でこうした二世帯住宅へのニーズに対応していくべきではないかと考えますが、最後に、ぜひとも御検討をお願いしたいと思ひます。それについて答弁をいただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 公営住宅につきましても、我が国の非常に大きな課題であります。少子高齢社会に対応した環境を整えるということが非常に大きな課題であると認識しております。

公営住宅の制度ですと、住宅の面積が普通八十平米以下でございます。ですけれども、世帯人員が六人以上、かつ、その世帯の中に六十歳以上の方がおられるという要件を満たすような世帯にありましては、住戸の面積の上限を八十五平米とする、それから、二世帯同居など多人数の世帯の場合でも配慮をするという取り扱いをしているところでございます。

それから、事業主体によりましては、地域の実情に応じまして、高齢の親と子供が同居をするというような場合に、優先入居を実施しているところもございます。

こういうふうな枠組みの中で、今後とも、事業主体と密接に連携を図りながら、少子高齢社会に的確に対応するように努める考えでございます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

細かくお願いしておくと、やはり二世帯住宅というのは、玄関が二つあって、ふだんは別々に生活ができますが、御飯ぐらいは一緒に食べられるように真ん中がつながっている、そういうイメージですので、そういった公営住宅もぜひつくっていただけたらとありがたいと思います。

以上で終わります。

○林委員長 糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。先ほどの亀井先生の質問とは全く違うところでの質問になるわけでございますけれども、私は、議員になる前、もともと不動産屋の会社を経営していたりとか、それから、自分自身も宅建の主任者でもございますけれども、まちづくり協議会に何度もこの場に私は参加してきたということも踏まえて、本日は、住宅政策について質問をさせていただきます。町、町のあちこちでは、景気回復も後押しになっていると思うんですが、本当に高層マ

ンションが、超高層マンションというんでしょうか、どんどんラッシュを迎えている。どんどん都心の景観なんか変わってきているなというふうを感じるわけでございます。こうした住み方というものの、時代のトレンドの中で一つのあり方としてはいいのかなというふうに感じるわけでございます。ただ一方、人が住む住宅というのは、単に人が住むだけの器ではなくて、家族ですとか近隣の人ですとかそういうコミュニティとか、そういうものを通じて人の心を育てていくのかな、そういうことも一つの教育という観点からすれば重要なのかなというふうに思います。

私は世田谷のまちづくり協議会というものに参加していただけてすけれども、そこでは、それまで一戸建て住宅がたくさんあったところにちよつとした空き地があつて、そこに建ぺい率、容積率といったいろいろな建物が建つんだ、マンションが建つんだと、ある日突然そういう話になる。私はそのとき協議会の副会長をやつていまして、いろいろ話を聞いていましたら、全く先住者との協議をしないで建ち上げる、それで売りましたと。そこまではよかった。これが高級マンションとして高値で売れるということがわかったと、その周りに少しでも空き地を見つければ、もうそこにマンションをばこばこ建てると、それで、東京都にも、住宅局なんかにいきますと、全くそういうマンション業者とくっついてしまつていて、いや、これは法律上の問題で、あなたたちに話をするところはほとんどないんです、斜線規制もあるし、日陰規制もちゃんとクリアしているしと。

本日にそれでいいの。それまで、例えば、ここには庭があつて日が当たるから、そういう教育を子供のためにしようと思つてその土地を買つたりなんかする人たちもいるわけですね。でも、ここに空き地があるからここにマンションをばんと建てる、その人たちの生活は一変してしまう。また、町内会なんかいろいろなところにあるわけですが、大きなマンションが建つと、そこにはまたマンションの組合があつて、我々は町

内会には加入しませんが。そうなつてくると、また町内会自体がもたなくなつてくる。

そういうことも含めて、いろいろな住宅の政策というところへ責任を持つて今後対応していかなければ、二十年後、三十年後、日本の町の姿というものを取り返しがつかなくなつてしまふんじゃないかな、こういうふうを感じるわけでござい

ます。そこで、本国会にこのような法案を提出するということが、これまでの住宅政策が大きな曲がり角にきている、住宅政策の役割を一度見直そうというふうになつていふんだと思いますが、まず、住宅生活基本法を制定しようとする理由というものを聞かせただけです。

○江崎副大臣 糸川委員に初めにお礼を申し上げなければなりません。私はいつも北側大臣の陪席で寡黙にしておりましたら、時には副大臣も質問に答えるといったときに、冒頭に質問をいただき

ました。先ほど来、我が北側国土交通大臣、今回の法案について、何よりも量より質に入つたといふことをそれぞれ各委員に述べられたわけであり

ます。特に、戦後の荒廃した日本の国土、衣食住がままならないときに、まず住居の環境を整えようといふこと、おくれはせながら昭和四十一年に制定された住宅建設計画法に基づく五カ年計画のもと、住宅の新規供給の支援を基本としてまいりましたこと、委員御案内のとおりであります。このため、住宅金融公庫、公営住宅制度及び日本住宅公団などによる住宅及び住宅資金の直接供給を主体に住宅施策を展開してまいりました。

しかしながら、本格的な少子高齢社会に入り、人口・世帯減少社会の到来など社会経済情勢の変化に伴い、住宅政策は、住宅の量の確保を図る政策から、住環境を含めた住宅の質の向上を図るといった政策へ大きく転換をしたわけでありま

す。したがつて、第八期住宅建設五カ年計画が終了する今年度において、現行制度を抜本的に見直し、住宅生活基本法を制定しようとするものであります。住宅生活基本法において、政策転換に沿つた新たな計画制度を創設するとともに、国、地方公共団体、事業者や住民の意識を高め、豊かで質の高い、特にこれからは安全、安心な住生活の実現に向けた長期的かつ一体的な取り組みを推進しなければならぬと思つております。

きょう、特に、傍聴に公営、公団住宅の皆様方も多数お出かけいただいておりますが、政府・与党、北側大臣並びに私も国交省も一生懸命、これは与野党問わずしっかりと対応してまいりたいと思つておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますよう、私からの答弁とさせていただきます。

○糸川委員 副大臣、ありがとうございます。本日に期待をしておりますので。

ただ、そこで、今現在の我が国の住宅を取り巻く事情についての程度認識されて、どのように認識をされているのか、お聞かせいただけ

しょうか。○山本政府参考人 この三十年間、住宅の量的な充足というのはもちろん見られたわけでございまして、今現在、我が国の四千七百万世帯ある世帯に對しまして、住宅の物理的なストックは五千四百百万戸あるわけでございます。七百万戸は空き家の状態であるわけでございますけれども。

問題は、その質でございます。質といひましても二点ございまして、一つは住宅そのものの単体としての性能ですね、それについても課題がございます。一番大事なのは耐震性能でございますし、あるいはバリアフリーが図られているかどうか省エネの性能はどうかとか、そういったような課題がございます。

あわせてまして、先ほど世田谷の住宅市街地の例がございましたけれども、特に大都市の密集市街地、市街地全体として非常に課題を抱えた市街地がございまして、東京、大阪にそれぞれ二千三百ヘクタールぐらい、今災害があつて火事が出れば大きな市街地大火になつてしまふような地域がござい

ますので、そういったような住環境全体として見た水準をどうやって高めていくかといったような課題もあるわけでございます。

さらに、少子高齢化が進みまして、ライフステージが変わっていくわけでございまして、これからいよいよ世帯を形成して子供を育てようという御家族が狭い世帯に住んでおられる、子供を育て終わった高齢者が単身とかカプルで大きな住宅に住んでおられるというような、いわゆる住宅のミスマッチといったような状態があるのも事実でございます。こういったようなことも、できるだけ市場の機能をきちんと整備することで循環的に使って、住宅の価値を生かしていくというような課題があるわけでございます。

そういったような認識のもとに、今回、基本法をお願いしているところでございます。

○糸川委員 今、局長が安全な、質の高いものというふうに御答弁されたわけですが、例えばば接道不十分なマンションというのは山ほどあるわけで、ペンシル型のマンションですとか、ヒューザーなんかもそうだったのかもしれないけれども、例えば、既存の住宅街にぽんと建設されて、避難上、交通上の支障を来するような事例も見られるような気がするわけでございます。

例えば、そこにマンションがあると路上駐車がふえたり、駐車場も整備されていないようなマンションをつくったりと。そういうことに対して、道路も狭い、子供たちが通行するのも危ない、それも一つの安全という観点からすると、居住者周りの近隣住民の人たちの安全を確保するというのも、すべての住という意味でいうと、そこもしっかりと見なきゃいけない。

そこで、事業者も今後まちづくりに参加をさせていくという意識を持って、良好なマンションが建設されるようにその責任を有するべきだということに考えるわけでございますけれども、法案では、どういふうにこの部分を考えられているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○山本政府参考人 きょうは基本法を御審議いた

だいておりますので、あえて少し強い言葉を使っておし上げておきますと、やはり大都市を中心に、市街地で大勢の人間がきちんと将来にわたって暮らしていくという場合の住形式を考えますと、どうしてもそれは共同住宅でございます。

共同住宅をきちんと市街地に供給していく、そういう形で土地をきちんと使うということは大事なことでございますが、従来、恐らく事業者も消費者もだと思いませんけれども、建築基準法の規制、例えば一番端の規定は今引用していただきました接道規定でございますけれども、実は、接道というのは、戸建て住宅として土地を建物の敷地に使う場合に、最低限これだけは道路に接続していないとその建築物は使えないから、最低限そういう接道は必要だということを法律で規定しているわけです。

ですけれども、冒頭に言いましたような、市街地にとつて普遍的にどうしても大事なマンションをつくるためには、単に最低限の接道を満たしているだけでは十分ではないというふうに私も考えております。ですから、そういう普遍的な共同住宅を住宅市街地としてきちんと整備するためには、もつと道路との関係を積極的に考えて、道路との間に空間をとるとか、できた空間を皆でシェアするとか、そういったようなことは非常に大事なことでございます。

そういう観点から何よりも大事なものは、あらかじめの都市計画、例えば、戸建て住宅市街地を保全するためには、都市計画でコントロールしかなければいけません。住民参加で地区計画をきちんと都市計画決定することで、戸建て住宅市街地を守ることはできるわけでございますので、まずそういう努力をすることとあわせて、こういうところは共同住宅市街地にするんだということについては、御指摘いただきましたような事業者の参加も得て、新たに都市計画を決めるなりあるいは変更するなりをしてやっていくということになると思えます。

そういうふうな考え方で、基本法の中でも、住

宅関連事業者の責務につきまして案を用意させていただいております。住宅関連事業者は、住宅の安全性等の品質あるいは性能の確保について最も重要な責任を有していることを自覚して、住宅の設計、建設、販売、管理の各段階において、つまり供給の川上から川下まで、それぞれの立場から必要となる措置を講ずる責務があるということをお知らせしているところでございます。

○糸川委員 ぜひ、そういうマンション業者と近隣住民とのわだかまりのないような計画をどんどん進めていただけるようにお願いします。

そうすると、住生活基本計画というものが速やかに策定されて、新たな住宅政策へ移行していく必要がある、今のような話の中であるというふうに私は考えるわけですが、そこで、住生活基本計画の策定というのはいつごろになるのか、お答えいただけますでしょうか。

○山本政府参考人 住生活基本計画の策定に当たっては、国民の皆様の意見を反映するためのパブリックコメントの実施や関係行政機関の長への協議、それから、社会資本整備審議会さらには都道府県の意見を聞くといったような手続が法定されておりますので、策定期期としましては、本年の秋ごろを想定しておるところでございます。

○糸川委員 今、先ほどのいろいろなお話の中で、住まいのニーズが多様化しているわけですが、住まいの中で、住生活基本計画の策定に当たって、多様な国民の意見というものを反映させる必要があるというふうに思います。

そこで、具体的にどのような方法でそういう情報をもらって反映させるのか、そういう方法があるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○山本政府参考人 住生活の安定の確保それから向上の促進に関する施策を進めるためには、行政だけでなく、事業者、居住者その他の関係者の取り組みが必要でございますので、広く国民の皆様の理解と協力をいただくことが不可欠でございます。

このために、基本計画の案の作成に当たりまし

ては、例えば、法律上義務づけられておりますのは、インターネットなどを利用して国民の意見をお伺いするいわゆるパブリックコメント、これが義務づけられておりますし、そういったような方法を使って、幅広く国民の皆様の意見が反映されるように努力してまいります。

○糸川委員 もうほとんど時間がございせん。最後に、大臣に御質問させていただきますが、今までのきょうの質問の中で、住生活基本法を通じて、住生活の理念とかビジョンとかそういうものが何なのか、そこを一点お聞きして、質問を終わりたいというふうに思います。

○北側国務大臣 一つは、やはり住宅の質の向上また住環境の良好な形成、これが一つ大きな目的だと思っております。

二つ目に、これからは住宅の供給ということですが、これまではそれが大きな目的であったわけですが、今後は、これからはそうではなくて、住生活の質を向上させる、また既存ストックを活用していく、そうした民間活力、既存ストックを活用して市場をしっかりと整備していくということが重要と考えております。ただ、市場を整備するということは、一面、住宅を取得する側の消費者のやはり利益の保護ということをきちんと図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

三点目に、これからの重要なこと、これまでもそうございましたが、やはり住宅というのは私ども人間の生活にとつて極めて基本的な拠点でございます。住宅のセーフティネット。さまざまな事情で住宅に困窮する方がいらっしゃるわけでございます。そうした方々への住宅のセーフティネットをきちんと確保していくということ、これは国の責務であるというふうに考えております。この住宅のセーフティネットについては、今後ともしっかりと確保させていただきたいと考えております。

○糸川委員 ありがとうございます。

住環境の形成というのは、私が協議会なんかに参加しているときは、本当に、近隣住民との調和というものが非常に重要だと。その中で、先ほど大臣がおっしゃられたセーフティーとか、いろいろなところというのが生まれてくる。住民の方々からの心がないと、何だという気持ちで、こんなところにこういうものを建ててとかいろいろなことを、そのわだかまりがある中では必ずセーフティーとかそういうものは成功しない、そういうふうにも感じますので、ぜひ、その辺を大事に思っていたいて、取り組んでいただければなというふうに思います。

ありがとうございます。終わります。

○林委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十一日金曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十一日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十分散会